

山梨県信用保証協会の現況 2012



山梨県信用保証協会

ごあいさつ

平素は、山梨県信用保証協会の信用保証業務につきまして、格別のご支援、ご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

このたび、当協会の信用保証業務に対する理解を一層深めていただくため、ディスコロージャー誌「山梨県信用保証協会の現況」を作成いたしました。信用補完制度の仕組みや信用保証協会の役割、事業実績や財務状況などについて、できるだけわかりやすい説明を心掛け作成いたしましたので、ご一読いただければ幸いに存じます。

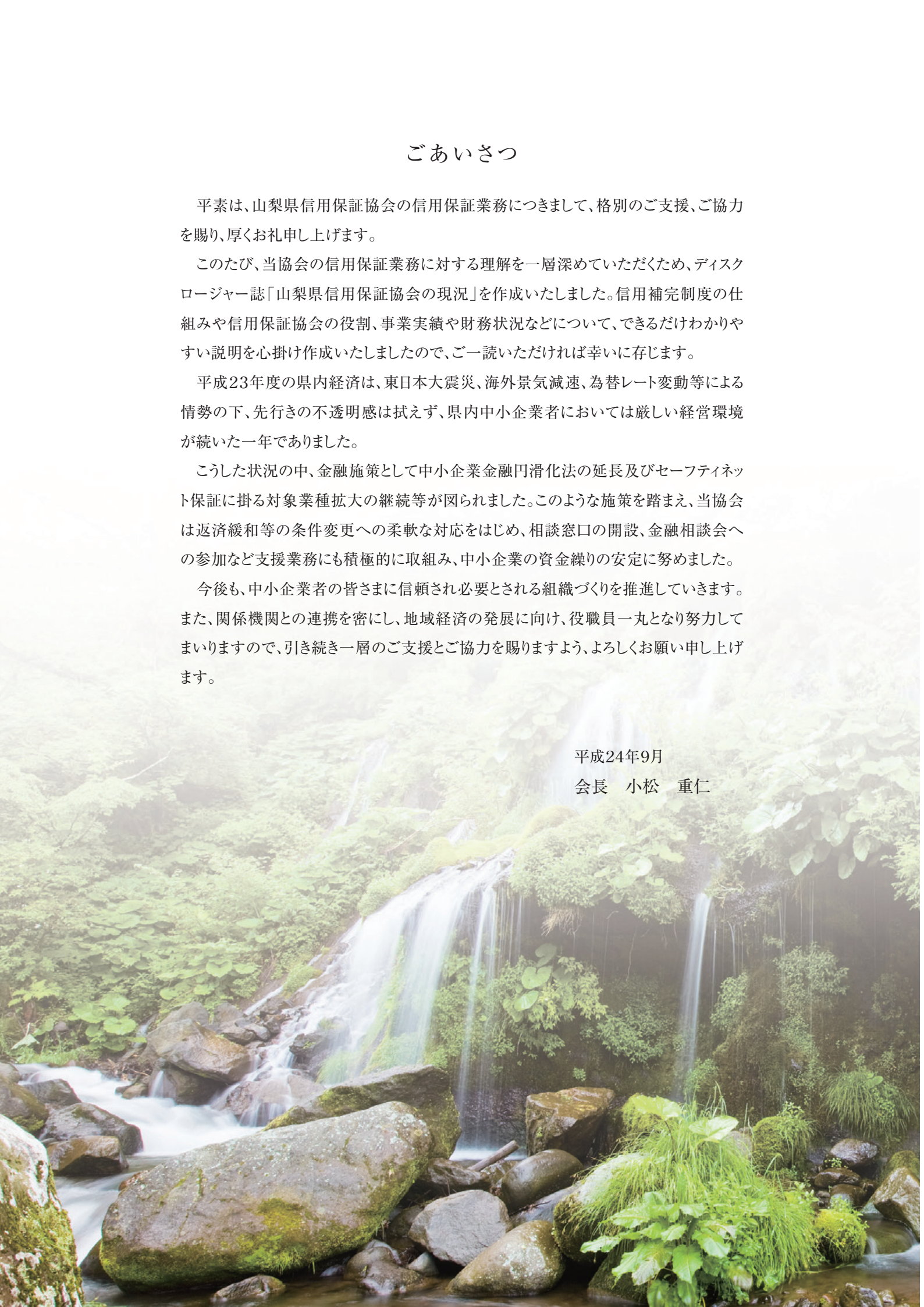
平成23年度の県内経済は、東日本大震災、海外景気減速、為替レート変動等による情勢の下、先行きの不透明感は拭えず、県内中小企業者においては厳しい経営環境が続いた一年でありました。

こうした状況の中、金融施策として中小企業金融円滑化法の延長及びセーフティネット保証に掛る対象業種拡大の継続等が図られました。このような施策を踏まえ、当協会は返済緩和等の条件変更への柔軟な対応をはじめ、相談窓口の開設、金融相談会への参加など支援業務にも積極的に取り組み、中小企業の資金繰りの安定に努めました。

今後も、中小企業者の皆さまに信頼され必要とされる組織づくりを推進していきます。また、関係機関との連携を密にし、地域経済の発展に向け、役職員一丸となり努力してまいりますので、引き続き一層のご支援とご協力を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

平成24年9月

会長 小松 重仁



C O N T E N T S

山梨県信用保証協会の概要	02
役員名簿・組織機構図	04
信用補完制度のしくみ	06
信用保証のご利用にあたって	08
保証制度一覧	14
コンプライアンス態勢	16
個人情報保護宣言	18
第3次中期事業計画	20
平成24年度経営計画	21
第2次中期事業計画の評価	23
平成23年度経営計画の評価	27
経営支援への取り組み	32
主な取り組み項目(平成23年度)	33
平成23年度事業報告	35
平成23年度決算報告	45
本・支店の保証担当区域と 事務所位置略図	50

信用保証協会とは

●信用保証協会法に基づく特殊法人

信用保証協会は中小企業者が金融機関から融資を受ける際に、その借入債務を保証することで中小企業者の資金調達の円滑化を図り、その健全な発展を促進する事を目的として、信用保証協会法に基づき設立された特殊法人です。

●「信用保証協会事業の基本理念」

事業の維持・創造・発展に努める中小企業者に対して、公的機関として、その将来性と経営手腕を適正に評価することにより、企業の信用を創造し、「信用保証」を通じて、金融の円滑化に努めるとともに、相談、診断、情報提供といった多様なニーズに的確に対応することにより、中小企業の経営基盤の強化に寄与し、もって中小企業の振興と地域経済の活力ある発展に貢献する。

山梨県信用保証協会の概要

基本理念

山梨県信用保証協会は創意と工夫を活かした質の高い信用保証サービスの提供を通じて、中小企業の振興と地域経済の活力ある発展に貢献します。

目的

中小企業者等のために信用保証の業務を行い、もってこれらの者に対する金融の円滑化を図ることを目的としています。(定款第1条)

業務

信用保証協会は、目的を達成するために次の業務を行っています。

- 1 中小企業者等が銀行その他の金融機関から資金の貸付け又は手形の割引を受けること等により金融機関に対して負担する債務の保証。
- 2 中小企業者等の債務を銀行その他の金融機関が保証する場合における当該保証債務の保証。
- 3 銀行その他の金融機関が株式会社日本政策金融公庫の委託を受けて中小企業者等に対する貸付けを行った場合、当該金融機関が中小企業者の当該借入れによる債務を保証することとなる場合におけるその保証をしたこととなる債務の保証。
- 4 中小企業者が発行する社債（当該社債の発行が金融商品取引法（昭和23年法律第25号）第2条第3項に規定する有価証券の私募によるものに限り、社債、株式等の振替に関する法律（平成13年法律第75号）第66条第1号に規定する短期社債を除く。）のうち銀行その他の金融機関が引き受けるものに係る債務の保証。
- 5 前各号に掲げる業務に付随し、本協会の目的を達成するために必要な業務。

プロフィール (平成 24 年 3 月現在)

設 立	昭和24年5月
人 格	信用保証協会法（昭和28年8月10日法律第196号）に基づく認可法人
基 本 財 産	9,874,773千円
保証債務残高	193,770,087千円
利用企業者数	11,609先
理 事	15名
監 事	2名
職 員	47 名
事 業 所	本 店 甲府市飯田二丁目2番1号 山梨県中小企業会館内 富士吉田支店 富士吉田市下吉田二丁目31番14号

あゆみ

昭和24年5月	社団法人として設立
昭和25年3月	財団法人として設立
昭和29年8月	信用保証協会法に基づく特殊法人に組織変更
昭和29年9月	吉田支所開設
昭和56年4月	大月支所開設
昭和63年4月	山梨県中小企業会館の建設に伴い、本店を甲府市丸の内から甲府市飯田に移転
平成15年3月	大月支所と吉田支所を富士吉田支店として統合

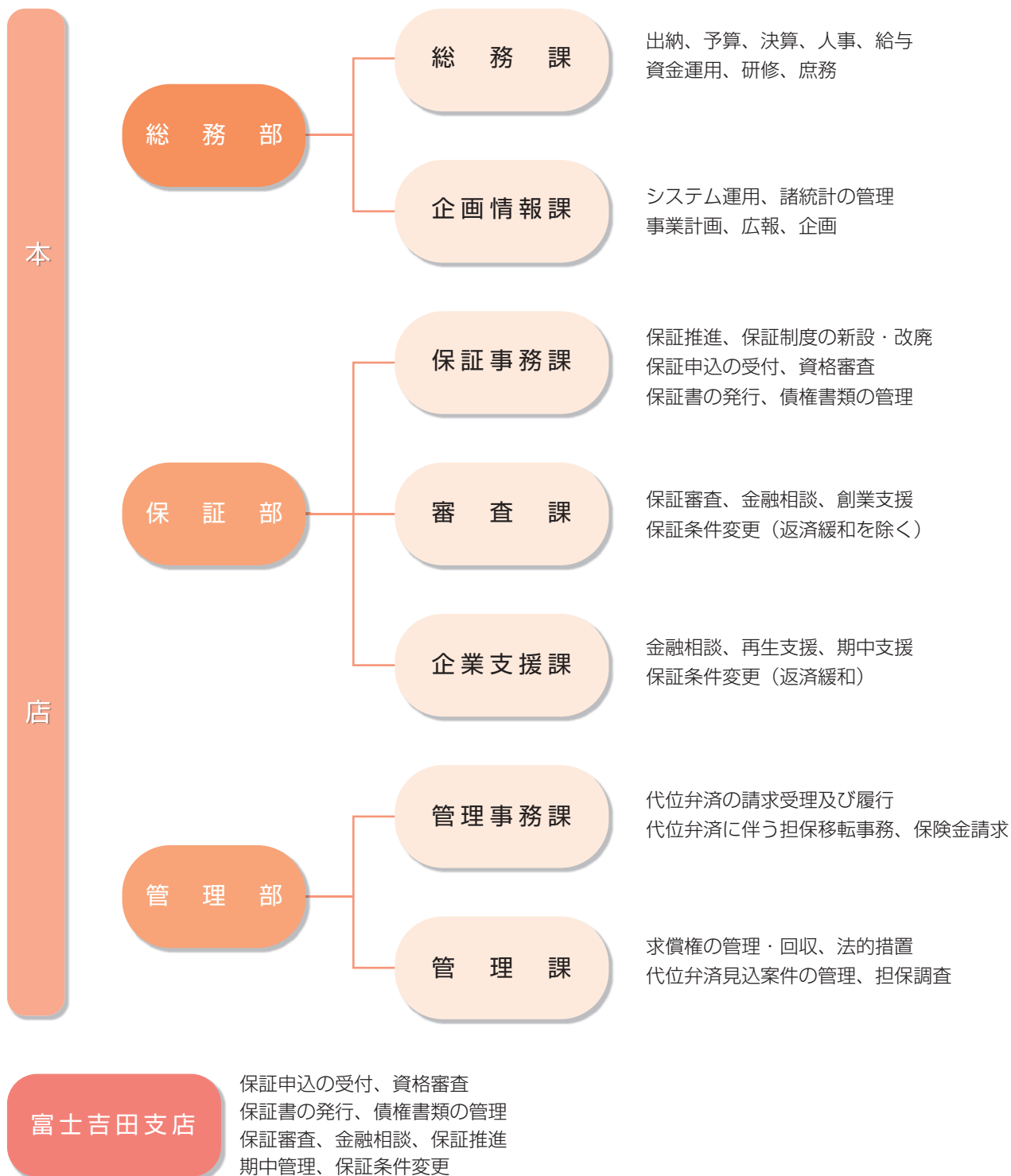
役員名簿・組織機構図

役員名簿

平成24年8月31日現在

会 長	小 松 重 仁	常 勤	元：山梨県副知事
専務理事	神 山 栄 和	常 勤	元：山梨県信用保証協会保証部長
常務理事	樽 林 信 昭	常 勤	元：山梨県立大学事務局長
理 事	新 津 修	非常勤	山梨県産業労働部長
理 事	白 壁 賢 一	非常勤	山梨県議会農政産業観光委員会委員長
理 事	荻 野 正 直	非常勤	山梨県市長会会長
理 事	角 野 幹 男	非常勤	山梨県町村会会長
理 事	内 藤 悦 次	非常勤	山梨県中小企業団体中央会会長
理 事	小 林 寛 樹	非常勤	山梨県商工会連合会会長
理 事	加 藤 英 雄	非常勤	甲府商工会議所常議員
理 事	関 光 良	非常勤	山梨中央銀行専務取締役
理 事	磯 江 敏 夫	非常勤	山梨県銀行協会副会長
理 事	坂 本 力	非常勤	山梨県信用金庫協会会長
理 事	細 田 幸 次	非常勤	山梨県信用組合協会会長
理 事	小 俣 力 也	非常勤	商工組合中央金庫甲府支店支店長
監 事	大 木 和 人	常 勤	元：山梨県信用保証協会総務部長
監 事	森 伸 司	非常勤	公認会計士

組織機構図

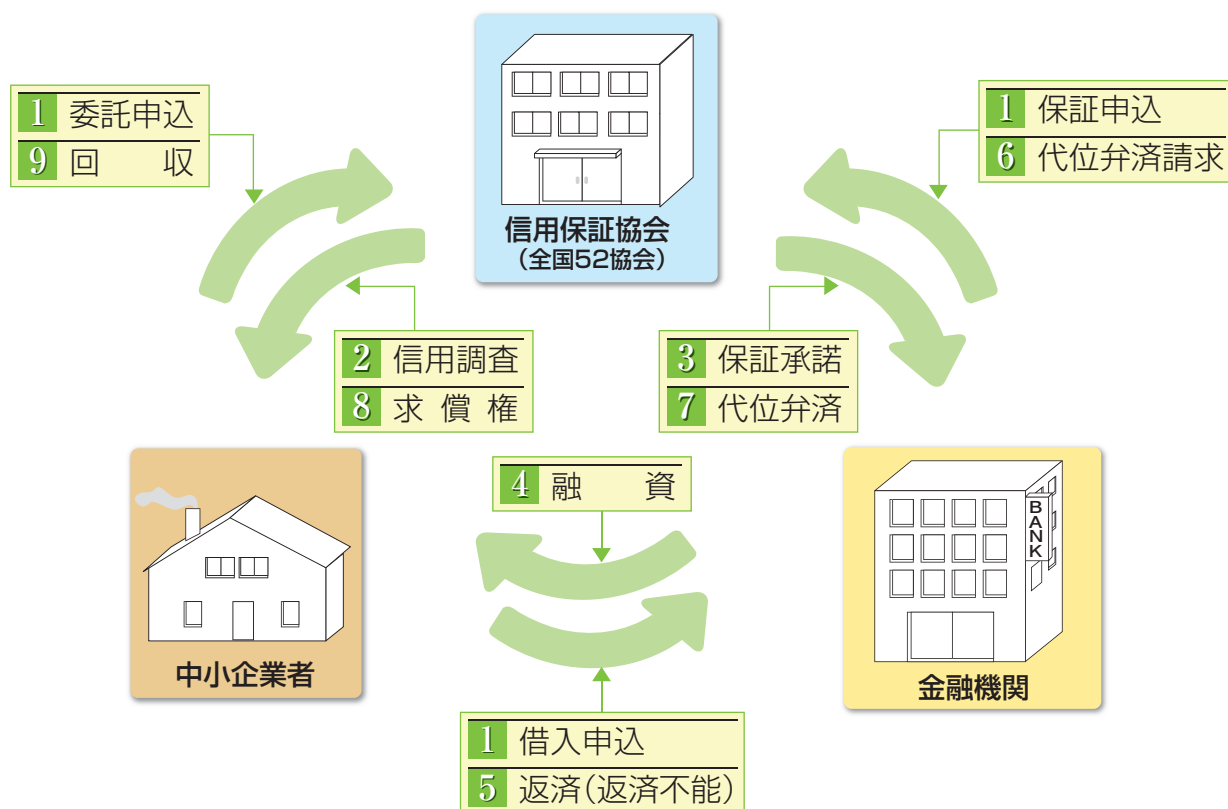


信用補完制度の仕組み

信用補完制度とは、「中小企業者、金融機関、信用保証協会の三者から成り立つ信用保証制度」と、「信用保証協会が日本政策金融公庫に対して再保険を行う信用保険制度」の二つの制度の総称です。

信用保証制度

信用保証協会は、都道府県を単位として47協会、市を単位として5協会、あわせて全国で52の協会が設けられており、信用保証制度の仕組みは次のとおりとなっています。



- 1 中小企業者の方の信用保証のお申込みは、融資を申し込まれた金融機関を経由していただくのが一般的です。商工団体、自治体に直接お申込みいただく方法もあります。
- 2 信用保証協会では、事業内容、資金の妥当性、将来性などを審査し、保証の諾否を決定します。
- 3 信用保証協会が保証の承諾を決定させていただいた場合は、信用保証書を金融機関に交付します。
- 4 その信用保証書に基づき、金融機関は中小企業者の方に融資を行います。この時、信用保証料をご負担していただきます。
- 5 中小企業者の方は、融資条件に基づき、金融機関に返済をしていただきます。
- 6 事業上の都合で、万一、返済が履行されない事態になったとき、金融機関は信用保証協会に代位弁済の請求をします。
- 7 信用保証協会が中小企業者の方に代わって金融機関に借入金を弁済をします。
- 8 その後、中小企業者の方とご相談しながら信用保証協会に借入金を返済していただきます。

信用保険制度

信用保証協会の信用保証制度を補うため、日本政策金融公庫の信用保険制度があります。

信用保証協会は、地方公共団体、金融機関等から出捐金や負担金を受けることにより、信用保証業務に伴うリスクに対し資金的な裏付けを行い、信用保険制度により代位弁済に伴う負担が軽減されます。このため、信用保証協会は広範な中小企業の方々の金融を円滑にすることができるのです。



- 1 日本政策金融公庫と信用保証協会は信用保険契約を締結し、この保険契約に基づき日本政策金融公庫は信用保証協会の保証に対して保険を引き受けます。
- 2 信用保証協会は、日本政策金融公庫に保険料を支払います。
- 3 信用保証協会が金融機関に代位弁済を行った場合は、日本政策金融公庫に保険金請求を行います。
- 4 日本政策金融公庫は、信用保険の種類に応じ、代位弁済した元本額の70%または80%を保険金として信用保証協会に支払います。
- 5 信用保証協会は、代位弁済した中小企業者からの回収金を、保険金の受領割合に応じて日本政策金融公庫に納付します。

県・市町村と信用保証協会との関係

県及び市町村では、県内中小企業者等の金融の円滑化を図るため、当該地域の特性・ニーズ等に応じて、当協会及び県内金融機関と協調して制度融資を実施しています。制度融資によっては、当協会と地方公共団体との間で損失補償契約を締結し、当協会は代位弁済の後に損失補償金を受領し、その後の回収に応じて返納しています。

信用保証のご利用にあたって

ご利用いただける方

1 企業規模

法人は次の資本金または常時使用する従業員数のどちらか一方が該当すればご利用いただけます。
個人は次の常時使用する従業員数が該当すればご利用いただけます。

業 種	資 本 金	常時使用する従業員数
製造業等 (運送業、建設業を含む)	3 億円以下	300人以下
卸売業	1 億円以下	100人以下
小売業	5,000 万円以下	50人以下
サービス業	5,000 万円以下	100人以下
医療法人等	———	300人以下

政令特例業種	資 本 金	常時使用する従業員数
ゴム製品製造業 (自動車または航空機用タイヤ及び チューブ製造業並びに工業用ベルト 製造業を除く)	3 億円以下	900人以下
ソフトウェア業	3 億円以下	300人以下
情報処理サービス業	3 億円以下	300人以下
旅館業	5,000 万円以下	200人以下

注 1) 生計を一にしている家族従業員、会社の役員、全くの臨時的な従業員は、従業員数に含まれません。

注 2) 組合は、当該組合が保証対象業種を営むもの、またはその構成員の3分の2以上が保証対象業種を営んでいれば対象となります。

注 3) 製造業等の「等」とは、卸売業、小売業、サービス業以外の業種をいいます。

2 所 在 地

法人の場合は、県内に本店または事業所を有している方を対象としています。

個人の場合は、県内に住居または事業所を有している方を対象としています。

注 1) 本店とは、単なる登記上の所在地ではなく、企業の実体があることが必要です。

注 2) 住居とは、単なる住民登録上の住所というだけでなく、原則として現に居住していることが必要です。

3 業 種

中小企業信用保険法施行令で定める業種となっており、商工業のほとんどの業種でご利用いただけます。

ただし、農林・漁業、金融・保険業、サービス業のうち風俗関連営業等、宗教・政治・経済・文化団体、その他信用保証協会において不適当と認める業種についてはご利用いただくことができません。

4 許認可等

許認可や届出を必要とする事業を営んでいる場合は、当該事業に係る許認可等を受けていることが必要となります。

信用保証の内容

1 保証の限度額

個人・法人	2億8,000万円（無担保保証8,000万円を含む）
組合	4億8,000万円（無担保保証8,000万円を含む）

*上記の限度額とは別枠でご利用いただける保証制度もあります。

2 保証期間

一般保証	原則として運転資金5年以内、設備資金7年以内
保証協会制度保証 県・市町村制度融資	それぞれの制度の定めによります。（最長のもので20年）

3 資金使途

事業経営に必要な運転資金と設備資金に限られます。

4 連帯保証人

次のような場合を除き、原則として法人の代表者以外の連帯保証人は不要です。

- ①実質的な経営権を有している方、営業許可名義人又は経営者とともに当該事業に従事する配偶者が連帯保証人となる場合。
- ②経営者ご本人の健康上の理由のため、事業継承予定者が連帯保証人となる場合。
- ③財務内容その他の経営の状況を総合的に判断して、通常考えられる保証のリスク許容額を超える保証依頼がある場合であって、当該事業の協力者や支援者から積極的に連帯保証の申し出がある場合。

5 担保

必要に応じて不動産または有価証券などを提供していただきます。

信用保証業務の流れ

保証申込受付

金融機関経由

中小企業者の方が金融機関に融資申請を行い、金融機関が信用保証協会に信用保証依頼を行います。

協会あっせん

中小企業者の方が直接信用保証協会に申請を行います。

信用調査・審査

信用保証協会では信用保証申込書等を受付けた後、企業の将来性、資金使途、財務内容、返済能力などを総合的に検討し、保証の諾否を決定します。

保証承諾・保証書発行

審査の結果、中小企業者の方からの信用保証の申請を適当と認めたときは、金融機関に対して信用保証書を発行します。

金融機関は信用保証書の条件に基づき、中小企業者の方に融資を行います。

融資実行の際、中小企業者の方には所定の信用保証料を金融機関を通じてお支払いいただきます。

償 還

中小企業者の方は、融資の条件に基づき、金融機関に借入金を返済（償還）していただきます。

返済（償還）を受けた金融機関は、信用保証協会へ所定の方法により報告していただきます。

完 済

借入金の元金・利息の返済完了

返済（償還）が困難となった場合

代位弁済

事情により借入金の返済ができなくなったときは、金融機関は信用保証協会に代位弁済請求を行います。

信用保証協会は、この請求に基づき中小企業者に代わって借入金の残額を代位弁済し、求償権を取得します。

回 収

信用保証協会は中小企業者の方とご相談しながら実情に即した回収を行います。

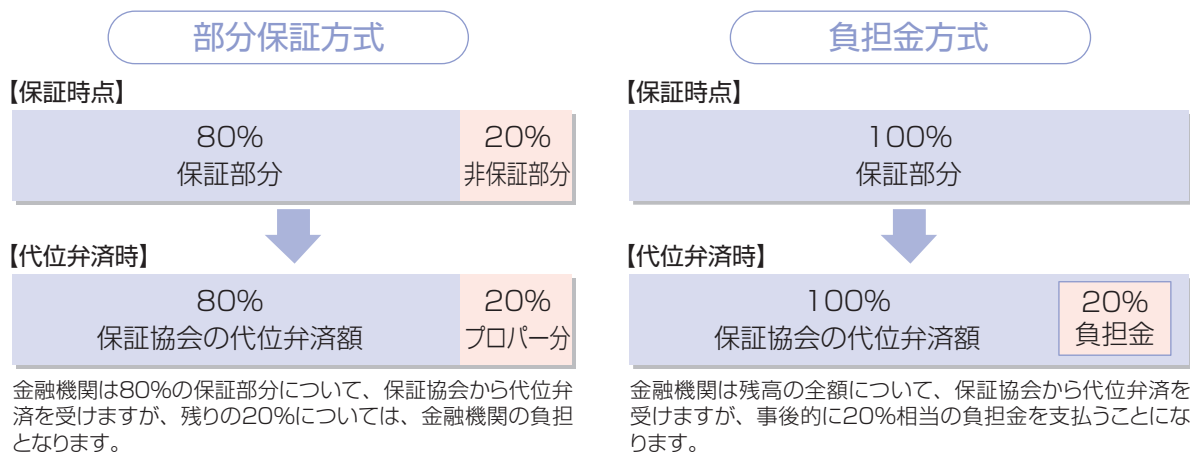
責任共有制度

信用保証協会と金融機関とが責任を共有し、両者が連携して中小企業の皆さまを支援することを目的として、平成19年10月1日から責任共有制度が導入されました。

1 制度の概要

責任共有制度には、部分保証方式、負担金方式の2つの方式があり、金融機関がいずれかを選択して採用することとなっています。

金融機関の負担割合はいずれの方式においても同様です。



2 責任共有制度の対象外となる保証制度

原則としてすべての保証が対象となりますが、対象外となる保証制度は以下のとおりです。

- 経営安定関連保険（セーフティネット）1号～6号に係る保証
- 災害関係保険に係る保証
- 創業関連保険、創業等関連保険に係る保証
- 特別小口保険に係る保証
- 事業再生保険に係る保証
- 小口零細企業保証制度（※）
- 求償権消滅保証
- 破綻金融機関等関連特別保証

※ 責任共有制度の対象除外となる保証制度として創設された全国統一の保証制度です。

【小口零細企業保証制度の概要】

ご利用いただける方	従業員数が20人以下(卸・小売・サービス業は5人以下)の会社・個人
資金使途	運転資金・設備資金
融資限度額	1,250万円（既保証残高を含む）
保証期間	運転資金5年以内・設備資金7年以内（据置期間1年以内）

信用保証料

1 信用保証料

信用保証料(以下「保証料」という。)は、中小企業者と信用保証協会との信用保証委託契約に基づき、信用保証協会の保証をご利用いただく対価としてお支払いいただくものです。

2 保証料率

中小企業者の経営状況に応じて、9段階に区分された料率体系を適用しており、料率区分は財務諸表の情報をCRD(注1)により評価して決定されます。

なお、特別小口保証、セーフティネット保証、流動資産担保融資保証などは9区分の料率体系によらず、一定の料率が適用されます。

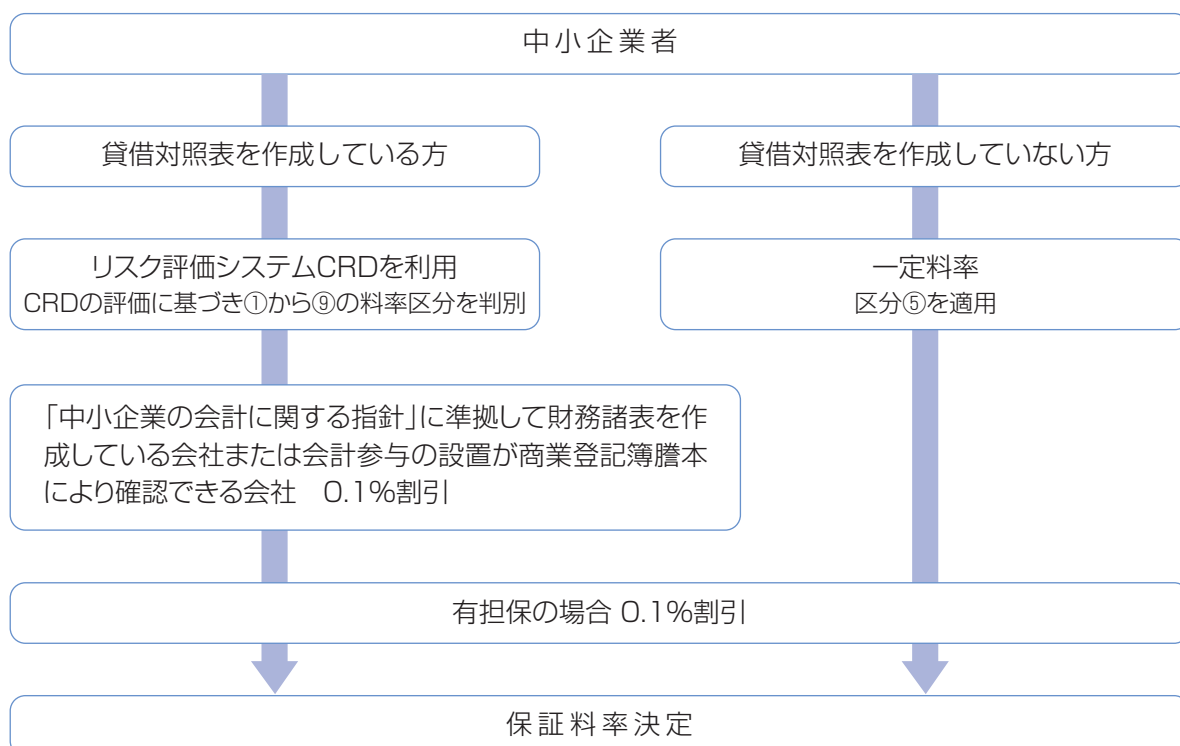
(単位：%)

区 分	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨
責任共有対象制度 (特殊保証(注2))	1.90 (1.62)	1.75 (1.49)	1.55 (1.32)	1.35 (1.15)	1.15 (0.98)	1.00 (0.85)	0.80 (0.68)	0.60 (0.51)	0.45 (0.39)
責任共有対象外制度 (特殊保証(注2))	2.20 (1.87)	2.00 (1.70)	1.80 (1.53)	1.60 (1.36)	1.35 (1.15)	1.10 (0.94)	0.90 (0.77)	0.70 (0.60)	0.50 (0.43)

(注1) CRDとは、経済産業省の発案により、中小企業金融の円滑化を支援することを目的として創設された「中小企業信用リスク情報データベース (Credit Risk Database)」の略称で、中小企業の財務データを蓄積した日本最大のデータベースです。

(注2) 特殊保証とは当座貸越根保証、事業者カードローン当座貸越根保証、手形割引根保証のことです。

3 保証料率決定のプロセス



4 保証料の計算

一括返済の場合

$$\text{保証料} = \text{貸付金額} \times \text{保証料率} \times \frac{\text{保証期間}(\ast 1)}{12}$$

(※1)保証期間は月単位とします。

●計算例

貸付金額1,000万円、保証期間12カ月、保証料率1.15%
 $1,000\text{万円} \times 1.15\% \times \frac{12}{12} = 115,000\text{円}$

均等分割返済の場合

保証料=①+②

$$\text{①据置期間部分の保証料} = \text{貸付金額} \times \text{保証料率} \times \frac{\text{据置期間}}{12}$$

$$\text{②分割返済部分の保証料} = \text{貸付金額} \times \text{保証料率} \times \frac{\text{保証期間}-\text{据置期間}}{12} \times \text{返済回数別係数}$$

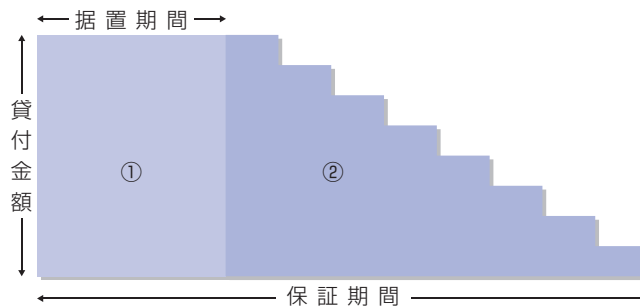
●計算例

貸付金額1,000万円、保証期間36カ月のうち6カ月据置、均等分割返済、保証料率1.15%

$$\text{①} 1,000\text{万円} \times 1.15\% \times \frac{6}{12} = 57,500\text{円}$$

$$\text{②} 1,000\text{万円} \times 1.15\% \times \frac{36-6}{12} \times 0.55 = 158,125\text{円}$$

$$\text{①} + \text{②} = 215,625\text{円}$$



【返済回数別係数】

返済回数	均等分割返済	不均等分割返済
6回以下	0.70	0.77
7回以上12回以下	0.65	0.72
13回以上24回以下	0.60	0.66
25回以上	0.55	0.61

保証制度一覧

		特 長	保証限度	保証期間	保証料率（年利）
協 会 制 度	一般保証	特別の要件を定めない、一般的な事業資金需要に対応しています。	2億8,000万円	運転 5年 設備 7年	年0.45%～年1.90%
	根保証 （手形貸付・手形割引）	反復・継続的に手形貸付、手形割引の利用が可能です。	5,000万円	手形 2年 割引 1年	手型 年0.45%～年1.90% 割引 年0.39%～年1.62%
	当座貸越根保証 （貸付専用型）	当座貸越により反復・継続的な資金需要に対応しています。	2億8,000万円	1年間もしくは2年間	年0.39%～年1.62%
	事業者カードローン	カードを用い、CDやATMを通じ簡易な手続きで反復・継続的な資金需要に対応しています。	2,000万円	1年間もしくは2年間	年0.39%～年1.62%
	セーフティネット保証 （経営安定関連保証）	取引先の倒産、全国的な不況業種などの理由により、経営の安定に支障を来している企業者を支援する制度です。	2億8,000万円 （別枠）	10年	1～6号 0.90% 7～8号 0.75%
	資金繰り円滑化 借換保証	既存借入を借り換えることにより、毎月の返済額の軽減が図れます。一般保証もしくはセーフティネット保証との併用が可能です。	2億8,000万円	10年	一般保証料率もしくはセーフティネット保証料率を適用
	流動資産担保融資保証	売掛債権や棚卸資産を活用した資金調達が可能な制度です。	2億円 （保証割合は80%）	1年	0.68%
	特定社債保証	中小企業者の資金調達手段の多様化を図るため、発行する社債（私募債）について保証を行う制度です。	4億5,000万円 （保証割合は90%）	7年	年0.45%～年1.90%
	商工貯蓄	商工貯蓄共済加入者が利用できる制度です。	運転 1,000万円 設備 2,000万円	運転 7年 設備 10年	0.45%～1.90%
	商工団体特別保証 （スィフト）	商工団体（商工会、商工会議所）の推薦のもとに、スピード審査の制度です。	500万円	7年	0.45%～1.90%
	震災緊急	東日本大震災により、直接的もしくは間接的な被害を受けた企業者を対象です。	2億8,000万円	10年	0.80%
	災害関係	政令で指定する被災区域に事業所を有し、かつ災害を受けた中小企業者が対象となります。	2億8,000万円	運転 10年 設備 15年	0.90%
	季節資金	夏期、年末における仕入、賞与等の運転資金に対応する制度です。	1,000万円	夏期資金12月末迄 年末資金 6月末迄	年0.45%～年1.90%

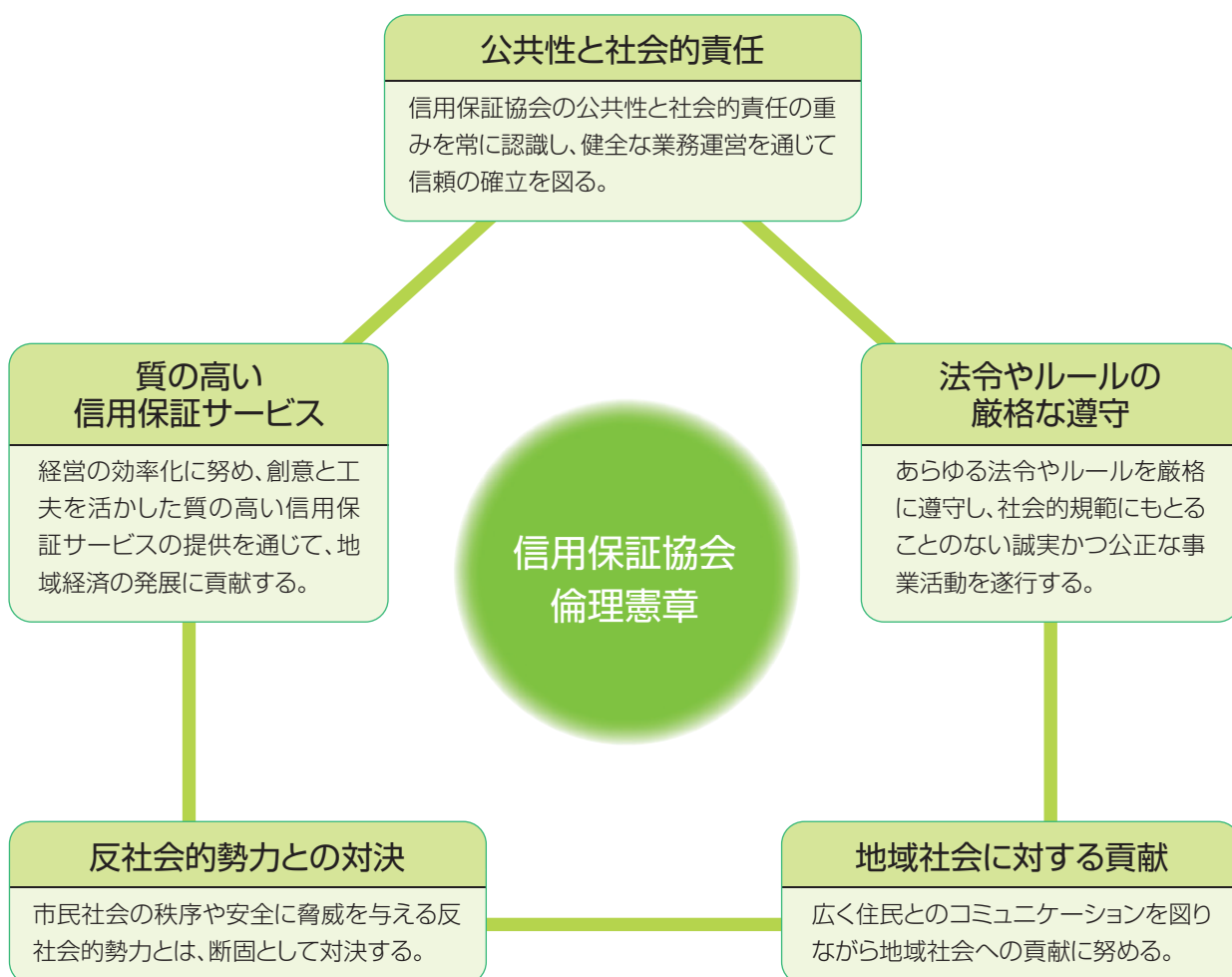
県 制 度		特　　長	保証限度	保証期間	保証料率（年利）
	事業促進	企業体質の強化、経営拡大の為に資金が必要な企業が対象です。	運転　2,000万円 設備　5,000万円	運転　5年 設備　7年	0.45%～1.90%
	連鎖倒産	取引先の倒産等により売掛金の回収が困難な企業に対して、資金繰りの円滑化を図る制度です。	8,000万円	10年	0.45%～1.90%
	不況業種	国が指定する不況業種で売上が減少している企業が対象です。	5,000万円	10年	0.45%～1.90%
	経営環境変動	売上の減少等により業況が悪化している企業が対象です。	5,000万円	10年	0.45%～1.90%
	災害復旧	災害等の影響により売上の減少が見込まれる企業が対象です。	5,000万円	運転　7年 設備　10年	0.45%～1.90%
	震災復興	東日本大震災により、直接的もしくは間接的な被害を受けた企業者が対象です。	3,000万円	10年	0.80%
	小規模サポート	無担保・無保証人（法人の場合は代表者1名の保証人が必要）の小規模企業者対象制度です。	1,250万円	運転　5年 設備　7年	0.50%～2.20%
	観光施設	観光施設の新設や改修が必要な企業者を支援する制度です。	1億円	10年	0.45%～1.90%
	起業家支援	これから起業する方、開業5年未満の方が対象の制度です。	1,500万円	運転　5年 設備　7年	0.90%
	新分野進出支援融資	業種転換、経営の多角化、新製品の研究開発を行う企業が対象の制度です。	運転　3,000万円 設備　8,000万円	運転　5年 設備　7年	0.45%～1.90%

	特長	保証限度	保証期間	保証料率（年利）	
市町村制度	市町村制度（震災関係）	東日本大震災が経営に影響を及ぼした企業が対象となります。	1,000万円～2,000万円（市町村により異なります）	6年～8年（市町村により異なります）	0.80%
	小規模小口	特定の小規模企業者を対象とした市町村制度です。	750万円	運転 5年 設備 7年	0.45%～1.90%
	市町村小口	市町村条例に基づく要件を満たす企業者を対象とした制度です。	750万円	運転 3年 設備 5年	0.45%～1.90%

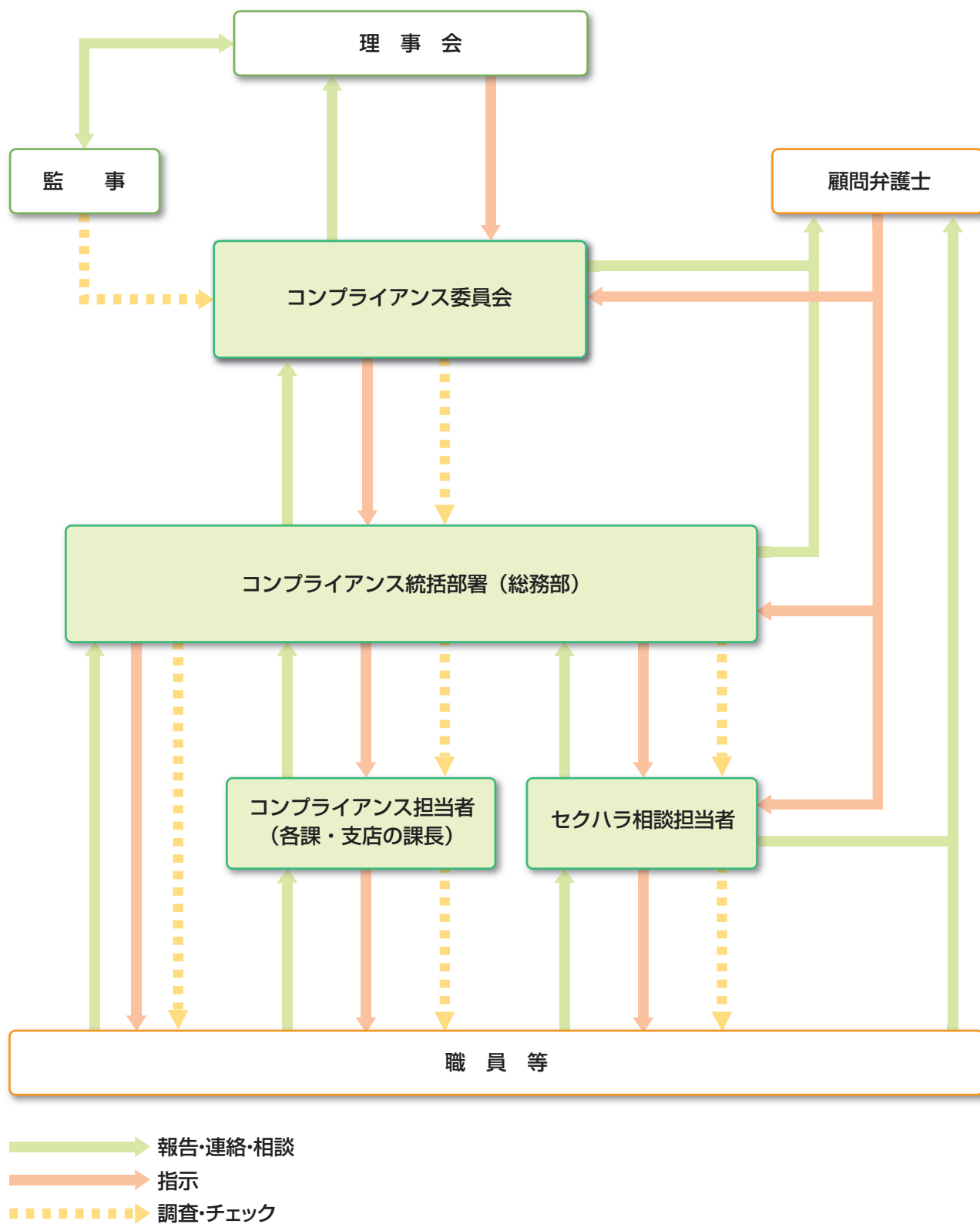
コンプライアンス態勢

山梨県信用保証協会は、公共的使命と社会的責任を果たし、社会から揺るぎない信頼の確立を図るため、コンプライアンスを経営の課題の一つとして位置づけ、コンプライアンスの実践に役職員一丸となって、積極的に取り組んでおります。

これを実践していくために、基本方針として「山梨県信用保証協会倫理憲章」を制定し、コンプライアンスの推進を図るため、コンプライアンス委員会を設置し、総務部をコンプライアンスに関する統括部署と位置づけ、コンプライアンス・マニュアルの整備や研修活動などを実施するとともに、各部署にコンプライアンス担当者を配置し、コンプライアンス・マニュアルに基づくコンプライアンスの実践を行っています。



コンプライアンス組織体制図



個人情報保護宣言(平成17年4月1日制定)

基本理念

山梨県信用保証協会は信用保証協会法(昭和28年8月10日法律第196号)に基づく法人であり、中小企業等の皆様が金融機関から貸付等を受けるについて、貸付金等の債務を保証することを主たる業務としており、信用保証協会の制度の確立をもって中小企業等の皆様に対する金融の円滑化を図ることを目的としております。

業務上、お客様の個人情報を取得・利用等をさせていただくこととなりますが、お客様の個人情報の取扱いについて以下の方針で取り組み、適正な個人情報の保護に努めてまいります。

1 個人情報に関する法令等の遵守

当協会は個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)などの法令およびガイドライン等を遵守して、お客様の個人情報を取り扱います。

2 個人情報の取得・利用・提供

- 当協会では、信用保証業務の適切な運営の遂行のためにお客様の個人情報を適正に取得し、利用します。なお、利用目的の詳細につきましては当協会ホームページ(または備え付けのパンフレット)の「個人情報保護法に基づく公表事項等に関するご案内」の1.「当協会が取り扱う個人情報の利用目的」に公表しておりますのでご覧ください。
- 取得したお客様の個人情報は、法令等に定める一定の場合を除き、上記記載の利用目的以外には使用いたしません。
- 取得したお客様の個人情報は、法令等に定める一定の場合を除き、お客様の同意を得ないで第三者には提供・開示いたしません。
- お客様の本籍地等の業務上知り得た公表されていない情報を、適切な業務の運営の確保その他必要と認められる目的以外の目的には使用いたしません。

3 個人データの適正管理

お客様の個人データについて、組織的・人的・技術的安全措置を継続的に見直し、お客様の個人データの取扱いが適正に行われるように定期的に点検するとともに、個人情報保護への取り組みを見直します。

4 個人情報保護の維持・改善

当協会は、お客様の個人情報の取扱いが適正に行われるように定期的に点検するとともに、個人情報保護への取り組みを見直します。

5 個人データの委託

- 当協会は、個人情報保護法第23条第4項第1号の規定に基づき個人データに関する取扱いを外部に委託する場合があります。
- 委託する場合には適正な取扱いを確保するため契約の締結、実施状況の点検などを行います。

6 保有個人データの開示・利用目的の通知

- 法令等に定める一定の場合を除き、お客様は、当協会が保有するお客様ご自身の個人データの開示およびその利用目的の通知を求めることができます。
- 請求の方法は当協会窓口に備置してある個人情報開示請求書に所定の事項を記載のうえ、ご本人確認書類を添付して当協会窓口を持参(または郵送)ください。
- 個人のデータの開示および利用目的の通知につきましては、1件につき500円をいただきます。

7 保有個人データの訂正・削除、利用停止、第三者提供の停止

- 当協会が保有する個人データに誤りがある場合は下記の窓口にご連絡ください。調査確認のうえ、法令等に定める一定の場合を除き、訂正または削除いたします。
- お客様の個人情報を不適切に取得し、又は目的外に利用している場合には下記の窓口にご連絡ください。調査確認のうえ、法令等に定める一定の場合を除き、保有個人データの利用を停止いたします。
- お客様の個人情報を個人情報保護法第23条に違反して第三者に提供している場合には、下記の窓口にご連絡ください。調査確認のうえ、法令等に定める一定の場合を除き、保有個人データの第三者提供を停止いたします。
- **6 7**の具体的な手続きにつきましては当協会ホームページ(または備え付けのパンフレット)の「個人情報保護法に基づく公表事項等に関するご案内」の9.(3)「開示等の求めに応じる手続」をご覧ください。

8 質問・苦情について

当協会は、お客様からの個人情報に関する質問・苦情について適切かつ迅速に取り組みます。

9 開示・利用目的の通知・訂正・利用停止・第三者提供の停止・安全管理措置・相談・質問・苦情窓口

当協会における個人情報等に関する各種のお問い合わせの窓口は以下のとおりです。

住 所	山梨県甲府市飯田二丁目2番1号
電話番号	055(235)9708
部 署 名	総務部総務課

第3次中期事業計画

(平成24年度～平成26年度)

山梨県信用保証協会は、公的な「保証機関」として、中小企業者の資金調達の円滑化を図り、中小企業者の健全な育成と地域経済の発展に貢献するため、平成24年度から26年度までの3ヵ年間における業務上の基本方針としては、以下に掲げる事項を主要項目として取り組んでまいります。

適正保証の推進

- 円滑な中小企業金融の実現を図るとともに、保証債務管理を行い、保証資産の良質化に努めます。
- 保証の多様化に対応し質の高い信用保証を行うため、審査基準の見直しや整備等、審査体制の充実に努めます。

創業及び新技術・成長分野への支援強化

- 創業者等については保証時と半年後を目途に営業場所に赴き、業況のモニタリングとフォローアップを行い支援に努めます。
- 新技術開発・新分野進出については、利用しやすい保証制度の検討を行うとともに、業界知識を持った職員の人材育成に努め、関係機関と連携した更なる支援体制の構築に努めます。

期中支援と再生支援の強化

- セーフティネット保証制定の「業況報告書」を活用し、実態把握に努め期中支援の充実を図ります。
- 初期段階の延滞管理を強化し、返済緩和等の早期対応に努め、信用力低位な大口保証先については継続的なモニタリングによる期中支援に努めます。
- 中小企業再生支援協議会及び金融機関等との連携を図り、再生支援に努めます。

求償権管理の徹底

- 求償権の管理回収の効率化と最大化を図ります。
- 無担保求償権については、保証協会債権回収（サービサー）を効果的に活用します。

経営の合理化及び内部管理態勢の充実

- コンプライアンスプログラムに基づき、研修や内部会議等を行い、役職員の法令等遵守意識の更なる向上を図ります。
- 多様化する業務に対応できる目利き・アドバイザー能力のある職員の人材育成に努めます。
- 「もっと身近な保証協会」を目指し、より充実した広報活動に努め、認知度向上及び保証利用先の増加を図ります。

平成24年度経営計画

1. 経営方針

1 業務環境

山梨県の景気動向

最近の県内経済は、個人消費は持ち直しつつあり、設備投資は前年度比プラスの動きを示しているが慎重姿勢であり、生産面では海外経済の減速等を背景に電子部品・デバイスが低水準となる一方、一般機械・電気機械は需要増を背景に増加基調でありました。また、雇用面は依然厳しい水準ではあるが改善を示しているなど、全体的には緩やかな回復傾向でありました。

県内の実態状況としては、円高の影響による資材・燃料の高騰から苦戦を強いられている業種も多く、地場産業（ワイン・宝飾・印章等）についても利益確保には厳しい状態が今後も見込まれ、依然として不透明感が拭えない状態であります。

2 業務運営方針

公的な「保証機関」として、中小企業者の資金調達の円滑化や経営改善に寄与することにより、その育成を図り、もって地域経済の活性化に貢献するため、金融機関並びに商工団体等との連携を一層強化し、中小企業金融対策に万全を期すこととします。

また、資金繰り緩和を担う中小企業金融円滑化法延長の背景の下、返済緩和への取り組みに対し親身且つ迅速な対応をとるとともに、中小企業者の実情に応じた資金繰り支援と経営支援に努めます。

2. 重点課題

1 保証部門

- 1 適正保証の推進
- 2 創業及び新技術・成長分野への支援強化

2 期中管理部門

- 1 企業の実態把握による期中支援の強化
- 2 大口保証先への継続的なモニタリングによる期中支援
- 3 再生支援の推進

3 回収部門

- 1 積極的かつ適切な回収
- 2 定期回収の増加
- 3 求償権管理の効率化

4 その他間接部門

- 1 コンプライアンス態勢とリスク管理体制の維持・強化
- 2 ガバナンスの強化と財政基盤の強化
- 3 人材の育成
- 4 顧客サービスの向上

保証承諾等の見通し

平成24年度の主要業務数値(計画)は次のとおりです。

項 目	金額(百万円)	対前年度計画比(%)
保 証 承 諾	65,000	92.9
保証債務残高	185,000	97.4
代 位 弁 済	5,500	84.6
実 際 回 収	1,400	82.4

第2次中期事業計画の評価

(平成21年度～平成23年度)

山梨県信用保証協会は、公的な「保証機関」として、中小企業者の資金調達の円滑化を図り、中小企業の健全な育成と地域経済の発展のために尽力してまいりました。

平成21年度から23年度までの3力年の実績についての評価は以下のとおりです。なお、評価にあたりましては、今村義男今村企業経営研究所長、久保嶋正子公認会計士、清田嘉一弁護士により構成される「外部評価委員会」の意見・助言を踏まえ作成いたしましたので、ここに公表します。

1. 地域経済及び中小企業の動向

平成20年9月のリーマンショックに端を発する世界的不況の影響が残る中、平成21年度の県内動向については、設備投資は抑制姿勢となり、電子部品・精密機械や電気機械など一部の業種において受注・生産の持ち直しの動きが続いたが、総体的には大変厳しい状況が続きました。平成22年度においては、設備投資は前年比プラス、生産面では海外経済の改善などを背景に一般機械・半導体・液晶製造装置・電気機械・電子部品・デバイスなどは緩やかに増加といった回復基調の動きであったが、長引くデフレに加え、急速な円高進行等の影響を受け、秋口より足踏み状態となりました。さらに、平成23年3月の東日本大震災により、宿泊業をはじめ製造・卸売・小売業等の幅広い業種において売上減少・受注減少・納入遅延などの影響が発生し、一転して先行き不安要素の強い状況となりました。平成23年度においては、大震災の余波（原発事故に起因する電力供給制約の影響等）により急速に経済状況は悪化したが、サプライチェーンの復旧や消費マインドの回復等から一部では緩やかな回復の動きも見られました。しかしながら、歴史的円高の長期化、タイの洪水被害、欧州の債務危機等により、資材・燃料の高騰から苦戦を強いられている業種も多く、地場産業（ワイン・宝飾・印章等）についても利益確保には厳しい状況が続き、依然として不透明感が拭えない状態でありました。

2. 中期業務運営について

平成21年度から23年度までの3力年間の業務上の基本方針についての実施評価は以下のとおりです。

1 良質保証の推進

- ① 平成22年度に商工中金・みずほ銀行、平成23年度には甲府信用金庫と優良先を対象とした提携商品の締結を行い、良質保証の推進に努めました。
また、代弁率の高い提携保証制度「マルチビッグ保証」については、事故の抑制に向けて申込資格要件の見直しを行いました。
- ② 早期事故案件は平成21年度は9件、平成22年度は17件、平成23年度は13件発生しました。保証時の業況や審査方法、事故の要因等を検証し共有を図ることで、審査能力の向上に努めました。
- ③ 営業実態の把握と経営支援を目的として創業者を中心に積極的に企業訪問を実施しました。保証時に平成21年度59企業、平成22年度43企業、平成23年度66企業、さらに6か月経過後に平成21年度34企業、平成22年度19件、平成23年度29企業に対して訪問を行い、モニタリングと経営支援を実施しました。
- ④ 協会業務や保証制度の周知、また保証後の期中管理の要請などを目的に金融機関や商工団体と継続的に勉強会を開催しました（平成21年度は31回、平成22年度は20回、平成23年度は21回）。

2 政策保証の推進

政策保証の推進内容は以下のとおりとなりました。

- 予約保証 平成21年度:4件
- 流動資産担保融資保証 平成21年度:20件 平成22年度:10件 平成23年度:6件
- 経営安定関連保証 平成21年度:495億41百万円(全保証承諾の55%)
平成22年度:445億86百万円(全保証承諾の52%)
平成23年度:207億99百万円(全保証承諾の33%)
- 全国緊急保証 平成21年度:482億48百万円(全保証承諾の53%)
(経営安定関連保証の一部) 平成22年度:433億60百万円(全保証承諾の50%)
- 震災関連保証 平成23年度:47億88百万円
- 小口零細企業保証 平成21年度:494件 平成22年度:535件 平成23年度:588件

3力年の政策保証の承諾状況は全国緊急保証中心に進み、全国緊急保証終了後には、小口零細企業保証が増加する動きとなりました。

3 保証浸透率の向上

- 中小企業団体の説明会や相談会に積極的に参加し保証制度の説明等、保証利用の促進に努めました。実績としては平成21年度は23回、平成22年度は26回、平成23年度は20回実施しました。その結果、平成21年度は1,126企業、平成22年度は1,137企業、平成23年度は835企業の新規利用がありました。

4 再生支援の強化及び期中管理の強化

1 再生支援の強化

- 平成21年度及び22年度は専任課長を配置し、平成23年度は企業支援課を新設し再生支援の体制を充実しました。大口業況懸念先への訪問による業況把握を行い(平成21年度は13企業、平成22年度は6企業、平成23年度は9企業)、再生支援協議会や金融機関の支援担当部署との連絡会議(平成21年度は32回、平成22年度は47回、平成23年度は40回)を行い連携の強化を図りました。

2 期中管理の強化

- 平成21年度、22年度は、「融資先管理について」(延滞案件に対する照会文書)を毎月金融機関に送付し、延滞案件の全件について状況把握と方針協議を行いました。平成23年度は、保証後管理の専門部署として企業支援課を新設し体制の充実を図るとともに、6月と11月を期中管理の強化月間に設定する中、事故の多発する店舗へ集中的に訪問、金融機関と帯同による企業訪問、および保証後管理の徹底への要請を行うなど、よりきめ細かな期中管理に努めました。

また、返済緩和等の条件変更には積極的かつ弾力的に対応し、資金繰り支援に努めました。この結果、事故報告残高においては平成21年度は前年比70.0%、平成22年度は前年比81.2%、平成23年度は前年比86.2%と減少の推移となりました。

5 要代位弁済保証債務の適切な代位弁済実行

- 平成21年度当初において正常化が困難と見込まれた要代位弁済保証債務98億円については、中小企業者と協議を進め、代位弁済や調整により、残債務は平成21年度末には49億円、平成22年度末には18億99百万円、平成23年度末には7億63百万円にまで減少しました。

6 回収の強化と求償権管理の徹底

1 積極的かつ適切な回収

- 課長と各担当によるヒアリングを平成21年度には年2回、平成22年度および平成23年度は年3回実施し、回収方針を明確にした上で、適切な管理回収に努めました。
- 担保不動産の早期売却を推進しましたが、地価の下落継続、景気低迷による不動産市況の冷え込み等から、担保不動産からの回収は平成21年度は9億66百万円、平成22年度は7億98百万円、平成23年度は4億55百万円と減少しました。
- 夜間督促や休日督促を含め継続的に督促するとともに、誠意の見られない先に対しては積極的に法的措置を講じ、回収を強化しました。法的措置件数は、平成21年度139件、平成22年度96件、平成23年度112件となりました。

2 定期的な回収の促進

- 返済先からの減額・返済猶予の要請が多い中、きめ細かな督促を実施し、平成21年度は前年比95.8%、平成22年度は前年比101.4%、平成23年度は前年比114.0%と定期回収の増加に努めました。
- 定期回収促進の一環として返済者に利便性の高いコンビニ収納と口座振替を推進しました。この結果、コンビニ収納は、平成21年度は前年比149.4%、平成22年度は前年比153.2%、平成23年度は前年比130.8%となり、口座振替の新規獲得は、平成21年度は22先、平成22年度は24先、平成23年度は10先となりました。

3 保証協会サービサーへの求償権回収委託の強化

- 回収の合理化及び効率化のために無担保求償権の委託を推進し、平成21年度は513件、平成22年度は225件、平成23年度は363件の委託となりました。

4 効率的な管理

- 専任者を設ける中、管理事務停止については平成21年度は407件、平成22年度は209件、平成23年度は216件、また、求償権整理については平成21年度は965件、平成22年度は484件、平成23年度は546件と求償権管理の効率化に努めました。

7 経営の合理化及び内部管理態勢の充実

1 企画情報課の設立

- 平成21年4月に「企画情報課」を新設し、経営改善計画の進捗管理、収支の予実管理等、経営情報の一元化及び共有化を図りました。

2 業務費などの抑制

- 職員47名体制を維持する中で、給与の2～3%減額、事務効率化による残業の減少、節電対策等を講じ、業務費については、平成21年度は前年比97.0%、平成22年度は前年比100.3%、平成23年度は前年比95.9%と抑制に努めました。

3 事務改善の推進

- 内部的には、事務処理マニュアル作成、事務フロー改訂、審査体制の改善等を図り、外部的には、保証事務手引きのCD-R版を金融機関に配布等により事務効率の向上に努めました。

8 コンプライアンスの徹底

- 毎年度のコンプライアンス実践プログラムに基づき、コンプライアンス委員会の開催、各部署からの啓蒙活動報告の実施、会長講話、内部研修等により啓蒙を図りました。また、諸規程の改正を行いながらコンプライアンス体制の強化に努めました。

9 研修の充実

- 連合会主催の研修に、平成21年度は19名、平成22年度は22名、平成23年度は42名が参加し、また、外部機関主催の研修に、平成21年度は15名、平成22年度は11名、平成23年度は16名が参加し経営支援、リスク対策、マネジメント等への知識と能力の向上に努めました。さらに、連合会主催の検定試験にも挑戦し、多くの合格者を輩出しました。

10 顧客サービスの向上のための取り組み

- 「顧客満足度調査」、県と合同による「県制度利用アンケート」、「お客様アンケート」を実施し、協会に対する意見や要望等から顧客ニーズを把握し、業務改善に努めました。また、全国緊急保証等については資金需要に対しより早く対応するため、決裁権限の見直しを実施しました。

外部評価委員会の意見等

- 中期事業計画「平成21年度～平成23年度」における主な業務動向については、平成23年3月までの全国緊急保証による保証承諾、および平成21年12月からの中小企業金融円滑化法による返済緩和に基づく代位弁済の抑制といった動向となり、3カ年の計画数値とは乖離があるものの、実態としては、中小企業の資金繰りに寄与したものと認められます。また、その他の業務上の各計画項目についても全般的に適切な対応がされており、評価できます。

協会の収支については、平成22年度には8年連続した赤字から黒字に転じており、目標に対する業務遂行の努力の結果が窺えます。

諸々の施策の新設・転換等は、中小企業の金融環境に影響を及ぼすものであります。また、急な展開は、中小企業者が事業計画を立てる上で、本来の考え込まれた有効な計画となり得ない危険性もあります。そういった意味でも、保証協会からの早めの情報提供を期待します。

平成23年度経営計画の評価

山梨県信用保証協会は、公的な「保証機関」として中小企業者の資金調達の円滑化を図り、中小企業の健全な発展に貢献してまいりました。

平成23年度経営計画の評価は以下の通りです。なお、評価にあたりましては、今村義男今村企業経営研究所長、久保嶋正子公認会計士、清田嘉一弁護士により構成される「外部評価委員会」の意見・助言を踏まえ作成いたしましたので、ここに公表します。

1. 業務環境及び中小企業の動向

平成23年度の国内経済は、前年度末に発生した東日本大震災、それに伴う原子力発電所事故による電力供給制約の影響等により、年度当初は悪化しましたが、サプライチェーンの復旧や消費マインドの回復等から一部では緩やかな回復の動きも見られました。しかしながら、原油価格の上昇、急速な円高、タイの洪水被害、欧州の債務危機等が重なり、中小企業を取り巻く環境は厳しい状況が継続しました。

一方、県内経済については、日本銀行甲府支店の調査コメントによると、「年度当初は緩やかに回復しつつあったが、震災の影響により足踏み状態となり、初夏から秋口にかけては持ち直しの動きがあったものの、冬場から年度末にかけては横ばいの状態である」と報じられました。

しかし、実態状況としては、製造業（機械）に改善の動きがあったものの、地場産業を含め、卸売業、旅館業、飲食業等の幅広い業種で資材高騰等の影響を受け苦戦を強いられ、全体として売上・経常利益では減収・減益傾向となりました。また、設備投資は慎重な動きを示し、貸出金残高は減少傾向となる等、中小企業においては依然として不透明感が拭えない状態にありました。

こうした経済情勢の中、当協会の業務から見た中小企業の資金繰り動向は、景気停滞による売上・受注の低迷等から新規の借入に慎重な姿勢が認められ、従前に借入した緊急保証（平成23年3月末に終了）等の長期資金の活用により当面の資金繰りを安定させている状況が見られました。さらに、中小企業金融円滑化法に伴う返済緩和の活用により急場を凌ぐといったケースが多く窺えました。

2. 重点課題について

1 保証部門について

1 適正保証の推進

- 融資部長会議を5月と11月、6月には優良店舗感謝状贈呈式（29店舗）を実施し金融機関に協会の現状を理解いただく機会となりました。また、金融機関等との勉強会を積極的に開催（19回）し、協会の現況報告と適正保証を要請しました。
- 優良先を対象とした私募債（4件160百万円）や提携保証（165件5,199百万円）を推進し、ポートフォリオの良質化に努めました。結果、ポートフォリオの構成比は、リスク高位層が減少し低位層が増加となりました。
- 診断力養成講座や信用調査検定等の研修に積極的に参加し（22名が参加）保証審査能力の向上等に努めました。また、保証審査担当により「保証審査検討委員会」を立ち上げ、業務課題への事務研究を行い、具現化を進めました。
- 反社会的勢力、不正利用者の事案はありませんでしたが、検索エンジン「日経テレコム21」を活用する中、介入排除に協会組織全体で取り組みました。

2 政策保証の推進

- 経営安定関連保証:208億(前年比47%)、ABL保証:6件・476百万円(前年比165%)。
緊急保証の終了に伴い資金需要は低迷し、セーフティネット保証の申込も著しい減少となりましたが、地公体(笛吹市・富士河口湖町)と連携して独自に創設した震災保証制度は活発な利用があり、保証枠の22億円は、ほぼ満額消化となりました。

3 創業・経営支援の推進

- 起業者・新規先への実地調査:60企業、フォローアップ実施:26企業。
申込者との面談により定性要因を加味した保証審査に努めました。また、半年経過後にフォローアップとして企業訪問を行い、経営状態、資金繰り等の問題点を確認するとともに金融相談にも対応しました。
- 保証債務残高1億円以上かつ保証料区分4以下の119企業を要管理・支援対象先として、直近決算書にて財務分析を行うとともに、金融機関へのモニタリングにて実態把握し、新規保証(再保証含む)を135企業、条件変更を80企業対応し資金繰りを支援しました。また、1億円以上の大口代弁は8企業、997百万円でありました。

4 顧客サービスの充実

- MSS(中小企業経営診断システム)の活用:8企業。
金融相談65先中の活用は事前準備不足等もあり8企業に留まりましたが、配布した企業からは、改善に向けての計画策定の参考になると評価を受けました。
- 金融相談会:16回、および、電話相談窓口(フリーダイヤル)の活用。
商工会や商工会議所と連携し、積極的に相談会の機会を設けました。

2 期中管理部門について

1 金融機関との連携強化

- 営業店訪問:577店舗、モニタリング企業:895企業。
専任者が定期的に金融機関を訪問し、返済緩和先のモニタリングを行うとともに連携を図り適切な期中支援策を講じました。
- 6月に「期中管理強化月間」を設け、金融機関全営業店を訪問する中で、期中管理の周知、徹底を要請しました。

2 期中管理体制の充実と延滞・事故案件の管理強化

- 企業支援課の創設(課員6名+参事・推進役)により体制の充実を図り、延滞先の早期対応(条件変更等)に努めた結果、事故報告書の受付が減少しました。
事故報告受付額:6,122百万円(前年比85.1%)期末事故残高:3,036百万円(前年比86.2%)
- 参事、推進役を専任者として、条件変更先の返済開始時・期日2ヶ月前に金融機関の営業店を訪問し、モニタリングと返済協議を実施しました。結果、スムーズな返済開始や増額返済等につながり、効果的な活動となりました。
- 11月には「期中支援強化月間」を設け、信用力低位先の実態把握に努めました。
「C3・4区分以下・残高50百万円以上」の299企業(債務残高302億円)を抽出。

3 返済条件緩和先への支援強化

- 金融機関と連携を図り、積極的に条件変更による資金繰り支援を行いました。返済緩和による条件変更実績は期間延長:736件、9,573百万円 終期不変:975件、18,536百万円となりました。

4 再生支援の推進

- 再生支援協議会が関与する12企業について、再生支援協議会や金融機関の支援部署と連携し、再生支援に取り組みました。関与企業の23年度中における代位弁済はありませんでした。

3 回収部門について

1 回収体制の充実

- 代位弁済157先の内、69先(44%)に代位弁済前に資産調査を行い、事前交渉を実施しました。早期着手により、無用なトラブル防止と返済計画策定時の有利な交渉につながりました。

2 積極的かつ適切な回収

- 案件ヒアリングの実施(5月:2,651件、869企業、9月:2,690件、893企業、2月:2,576件、870企業)。
課長と担当者による進捗ヒアリングを行い管理指導による適切な回収に努めました。
- 返済に誠意が見られない債務者等に対しては法的措置を講じ積極的な回収に努めました。

法的措置実績

訴訟	: 65件	前年比 158.5%
競売	: 21件	前年比 70.0%
支払督促	: 20件	前年比 100.0%
仮差押	: 4件	前年比 133.3%

3 定期回収の増加

- 399百万円(前年比114.0%)
定期入金管理表によるきめ細やかな管理・督促等により、前年を上回る定期回収実績額となりました。
- 夜間督促(毎月1回)と休日督促(隔月1回)を実施し、回収の強化を図りました。
交渉先559先、面談先319先(面談率57.1%)

4 求償権管理の効率化

- サービサーへの委託件数:363件(前年比160.0%)。
代弁に伴う新規無担保案件および不動産担保処分後案件の委託を推進し、回収の効率化に努めました。
- 管理事務停止:216件、1,521百万円(前年比 86.4%) 計画 200件
求償権整理 :546件、3,128百万円(前年比 270.7%) 計画 200件
計画以上の処理を行い、管理案件の効率化を図りました。

4 その他間接部門について

1 コンプライアンスに関する取り組み

- 専任役を配置し体制の充実を図り、平成23年度コンプライアンス実践プログラムに基づき、チェックシートの実施、活動報告書の提出、外部講師による研修会、コンプライアンス委員会の開催(10回)等を行いました。

また、苦情処理規定の改正、個人データ取扱状況の監査を行う等、体制の充実、個人情報の保護に努めました。

2 経営改善の着実な遂行と進捗管理

- 経営改善計画遂行プロジェクトチームおよび経営改善計画進捗管理会議により、改善計画の進捗を管理し、問題点・数値管理・業務行動等の検証を行いました。

3 人材育成への取り組み

- 連合会研修:26研修、42名 外部機関セミナー:12回、16名 通信教育:6講座、18名
外部講師研修:4回。

研修等にて知識と能力の向上に努めるとともに、人事考課制度を有効に定着させるため、内部研修会等により組織の活性化に努めました。

4 リスク管理強化への取り組み

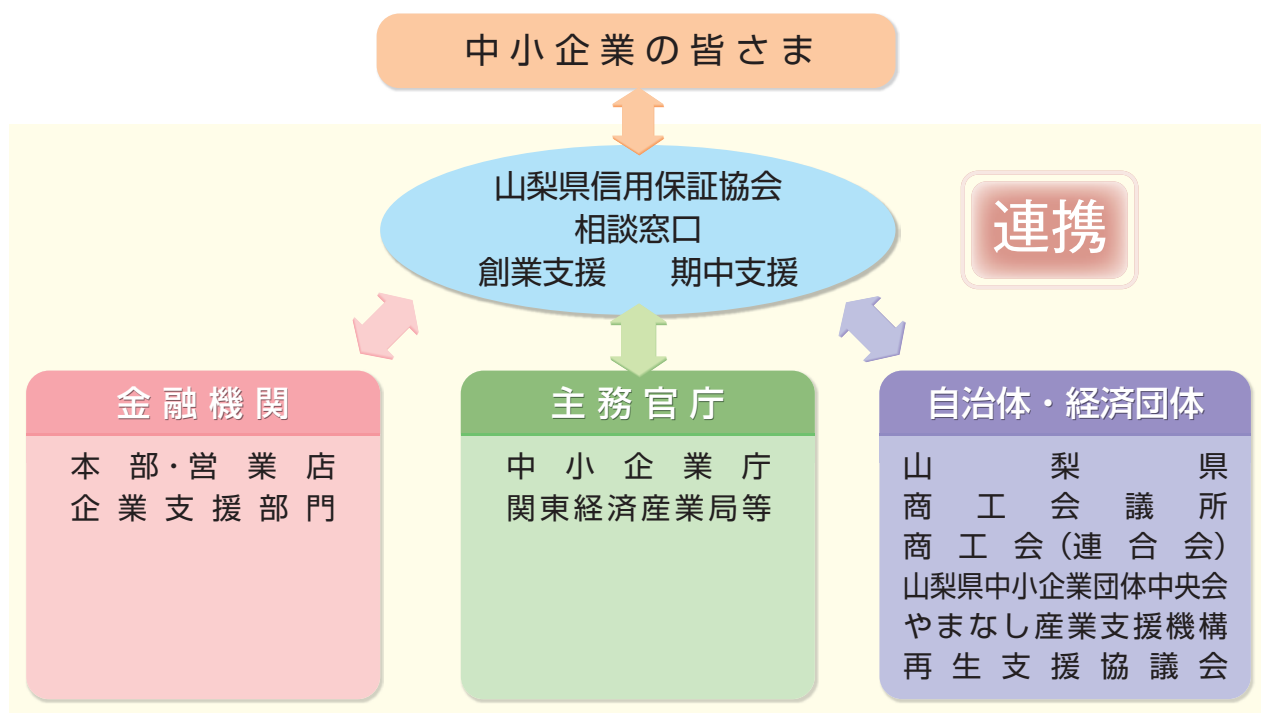
- 緊急事態に対応すべく、保証業務手作業マニュアルを作成しコンピュータトラブルを想定した模擬訓練を2回実施し、有事に備える対応を図りました。また、BCPの改訂版を作成し、危機対応の周知徹底に努めました。

外部評価委員会の意見等

- 保証部門では、優良先への提携保証の創設を行う等により保証債務のポートフォリオ良質化が図られ、また、中小企業金融円滑化法に伴う金融機関と連携した柔軟な返済緩和対応(1,711件)が行われている等、中小企業者の資金繰り円滑化への貢献が認められます。さらに、中小企業者への金融相談会、金融機関との勉強会、および期中管理に伴う金融機関訪問を積極的に実施し、能動的な姿勢も窺えます。しかしながら、実施回数にとらわれることなく、通常業務の中でも常に対応・周知していくよう努めてください。
- 回収部門では、代位弁済の減少(計画額の61.1%)と、地価下落や不動産市況の冷え込みから回収の大きなウェイトを占める不動産担保回収の減少もあり、回収額は計画比78.0%となっています。その厳しい回収状況の中ではあるが、法的措置を含めた粘り強い交渉、利便性のあるコンビニ収納の活用等により、定期回収は前年比114.0%と努力の成果が見られます。なお、法的措置は中小企業者の納得のいく対応が今後も望まれ、コンビニ収納回収には利便性はあるが顔を合わせる機会の減少から状況把握や有事の際の意思疎通のとれた回収に影響を及ぼす一面も考えられます。厳しい状況下での回収は大変ではありますが、いかにして最終回収を上げるかが大事であり、今後の有効な回収につなげられる手法も同時に検討しながら対応していただきたい。
求償権整理については、前年比270.7%の状況でありましたが、今後もその処理に当たっては選定基準に従って適正に処理してください。
- その他間接部門では、コンプライアンス実践プログラムに基いた着実な対応が図られています。また、研修・セミナー・資格試験等へ多くの職員が参加・取り組みを行っており、人材育成に対する積極的な姿勢が感じ取れます。今後においても、更なる体制の強化、並びに組織の活性化に取り組んでください。
- 全体的に重点課題への取り組みに対して、まとまった活動内容となっており努力の結果が出てきています。その中で、現状の大きな課題として企業支援の在り方があります。企業支援には、金融機関・経済団体・保証協会といったそれぞれの置かれている立場ごとの支援の在り方があるかとは思いますが、どこまで踏み込んで支援すべきなのかを検討していただきたい。起業した先への支援から始まり、つぶれてしまった中小企業をまた立ち上げる姿勢を持たせる支援まで色々な場面が必要となっています。単独で行う支援、連携して行う支援があるが、一歩踏み出して、中小企業を生かす支援を行うためにも、支援内容を検討し上手に対応してもらいたい。

経営支援への取り組み

当協会では、保証部門を中心に創業支援・金融相談を行い、新設した専任部署（企業支援課）にて期中支援対応を行う等、経営支援に積極的に取り組んでいます。また、下図にある各種事業体・団体と連携を密にすることで、より充実した支援活動に努めています。



創業支援への取り組み

創業者へは、低金利の県制度融資や金融機関とタイアップした創業保証制度を活用し利用促進に努めています。保証時に66企業を訪問面談し、さらに保証後6ヶ月経過後に29企業を再度訪問し、モニタリングの実施とフォローアップサポートを行いました。

期中支援への取り組み

大口保証債務先に対して、決算書を徴求し財務分析を行い、金融機関と協議をする中で、135企業に対して新規保証（再保証含む）を対応し、80企業に対して条件変更の資金繰り支援を実施しました。また、リスケ先の期日2ヶ月前には専任担当者2名にて金融機関本部および営業店舗を訪問し、早期協議による期日後の柔軟な対応に努めました。

再生支援については、再生計画の進捗管理や今後の対応策において再生支援協議会・金融機関支援部門と連携を図る中、真水対応ならびに条件変更対応を行いました。

金融相談への取り組み

商工団体主催の相談会等へ積極的に参加するとともに、休日・夜間の相談窓口を開設し、創業者や未利用者への保証利用の説明を行うと同時に、資金繰り等の金融相談に努めました。

主な取り組み項目(平成23年度)

4 月

- ・ 笛吹市新制度（震災）創設
- ・ 商工団体（甲府商工会議所・富士吉田商工会議所・北杜市商工会・都留市商工会・上野原商工会）と共催の保証相談会
- ・ 休日電話相談窓口の設置

5 月

- ・ 平成23年度第 1 回融資担当部長会議
 - 〔 平成22年度の業務実績について
 - 〔 平成23年度の業務計画について
- ・ 富士河口湖町新制度（震災）創設
- ・ 休日電話相談窓口の設置

6 月

- ・ 平成23年度金融機関優良店舗感謝状贈呈式の開催(29店舗)
（於:ベルクラシック）
- ・ 金融機関（山梨信用金庫）との勉強会(5回)
- ・ 商工団体（甲府商工会議所・富士吉田商工会議所・山梨県商工会連合会）主催及び共催の保証相談会
- ・ 休日電話相談窓口の設置

7 月

- ・ 金融機関（甲府信用金庫（4回）、都留信用組合）との勉強会
- ・ 商工団体（山梨県商工会連合会・昭和町商工会・都留市商工会）との勉強会
- ・ 商工団体（南アルプス市商工会・富士川町商工会）と共催の保証相談会
- ・ 休日電話相談窓口の設置

8 月

- ・ 金融機関（山梨県民信用組合）との勉強会
- ・ ワンストップ・サービス・デイ（2回）
- ・ 商工団体（山梨県中小企業団体中央会・大月市商工会）との勉強会

9 月

- ・ 商工団体（韮崎市商工会）と共催の保証相談会

10 月

- ・ 特別相談窓口の設置
「平成23年タイ洪水被害に関する特別相談窓口」
- ・ 甲府信用金庫と提携し、『甲信マックス』の取扱いを開始
- ・ 商工団体（市川三郷町商工会）と共催の保証相談会
- ・ 税理士会甲府支部との勉強会

11 月

- ・ 平成23年度第 2 回融資担当部長会議
 - ・ 平成23年度上期の業務概要、実績について
 - ・ 日本政策金融公庫（保険部門）による特別講演
- ・ 金融機関（山梨中央銀行）との勉強会（4回）
- ・ 商工団体（甲府商工会議所・富士吉田商工会議所・南アルプス市商工会・河口湖商工会）と共催の保証相談会
- ・ 保証推進キャンペーン（～ 12 月）
- ・ 「江戸・TOKYO 技とテクノの融合展 2011」に県内 2 企業出展

12 月

- ・ 金融機関（商工組合中央金庫）との勉強会
- ・ 商工団体（笛吹市商工会）と共催の保証相談会
- ・ 休日電話相談窓口の設置

1 月

- ・ 金融機関（山梨中央銀行）との勉強会
- ・ 商工団体（山梨県商工会連合会）主催の保証相談会

2 月

- ・ 特別相談窓口の設置
「エルピーダメモリ株式会社関連特別相談窓口」
- ・ 中小企業支援ネットワーク強化事業勉強会（山梨県商工会連合会）

3 月

- ・ 商工団体（甲府商工会議所）と共催の保証相談会
- ・ 休日電話相談窓口の設置
- ・ 平成24年度 協会キャッチフレーズ決定
「山梨を支える企業とともに」「出会いから始まる信用保証」
「企業の未来=∞（無限大）」「相談したい場所がそこにある」

平成23年度事業報告

事業概況

平成23年度業務計画

保証承諾額	700 億円
保証債務残高	1,900 億円
代位弁済額	65 億円
回収額	17 億円

実績

(単位:件、百万円)

項 目		年 度	平成 22 年度	平成 23 年度	対前年度比	
					増 減	比 率
保証承諾	件 数		7,657	6,332	△1,325	82.7%
	金 額		85,854	63,427	△22,427	73.9%
保証債務残高	件 数		23,126	23,845	719	103.1%
	金 額		199,061	193,770	△5,291	97.3%
代位弁済	件 数		473	385	△88	81.4%
	金 額		4,924	3,974	△950	80.7%
求償権回収	金 額		1,796	1,327	△469	73.9%

主な取り組み項目(平成23年度)

平成23年度事業報告

1 保証承諾

保証承諾は、6,332件、63,427百万円で、前年度と比べ、件数で1,325件(17.3%)、金額で22,427百万円(26.1%)の減少となりました。

期末における保証債務残高は、23,845件、193,770百万円となり、前年度と比べ、件数で719件(3.1%)の増加、金額は5,291百万円(2.7%)の減少となりました。

1件あたりの保証承諾額は、10,017千円で、前年度と比べ1,196千円減少し、保証債務残高は、8,126千円で、前年度と比べ482千円減少しました。

2 代位弁済

代位弁済は、385件、3,974百万円となり、前年度と比べ件数で88件(18.6%)、金額で950百万円(19.3%)の減少となりました。

代位弁済率は2.01%となり、前年度と比べ0.51ポイント低下し、全国平均の代位弁済率2.46%を下回ることとなりました。

3 回 収

対債務者求償権の回収は、非常に厳しい回収環境の中、地道な回収努力を行った結果、94件、1,327百万円となり、前年度実績を473百万円(26.1%)下回りました。

なお、期末対債務者求償権は、9,591件、78,513百万円となりました。

4 基本財産

今期は、金融機関等負担金61百万円および当期収支額からの565百万円の計626百万円を基本財産へ繰り入れ、期末基本財産の額は9,875百万円となった。

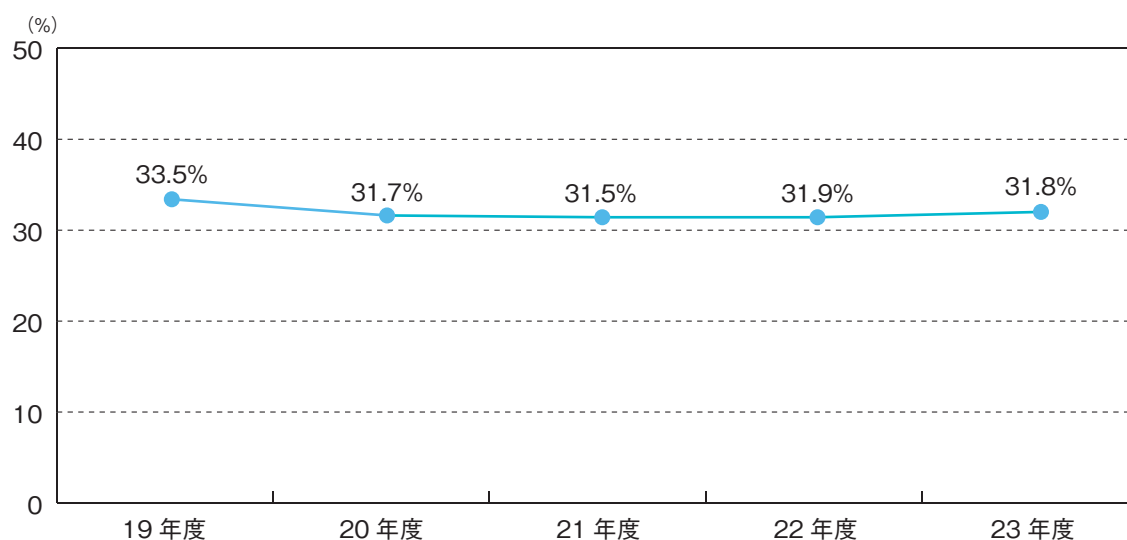
保証の利用度

平成23年度末において、11,609企業の皆さまに当協会の信用保証をご利用いただいております。県内の中小企業総数に対する利用割合は31.8%になります。

現在、県内中小企業の3割以上の皆さまにご利用いただいております。今後さらに多くの皆さまにご利用いただけるよう、保証推進に努めてまいります。

保証利用度の推移

	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度
保証利用企業者数	12,392	11,740	11,655	11,643	11,609
保証利用度	33.5%	31.7%	31.5%	31.9%	31.8%



$$\text{保証利用度} = \frac{\text{保証利用企業者数}}{\text{県内中小企業者数(注)}} \times 100$$

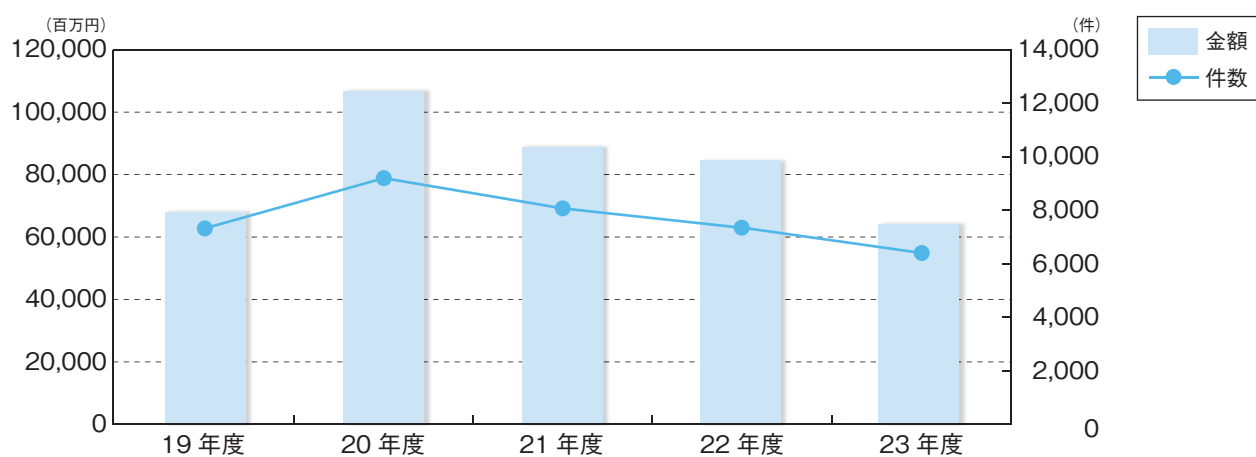
(注) 県内中小企業者数は山梨県の全中小企業者から保証対象外である農業・林業・水産業を営む企業を除いています。

保証の状況

年度別保証承諾

(単位:件、百万円)

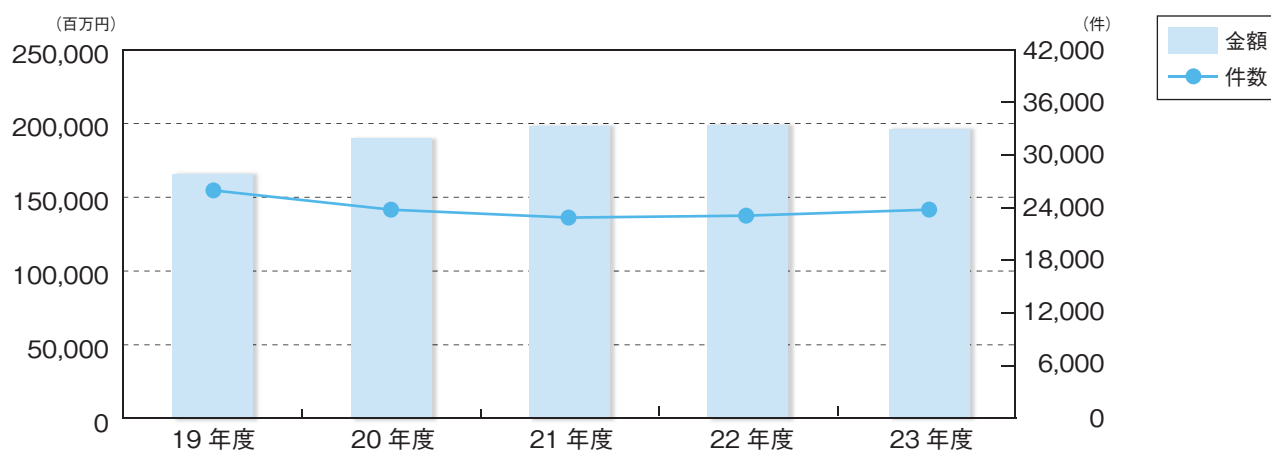
保 証 承 諾		19年度	20年度	21年度	22年度	23年度
	件 数	7,329	9,222	8,083	7,657	6,332
	金 額	69,020	108,341	90,245	85,854	63,427
	前年度比	98.9%	157.0%	83.3%	95.1%	73.9%



年度別保証債務残高

(単位:件、百万円)

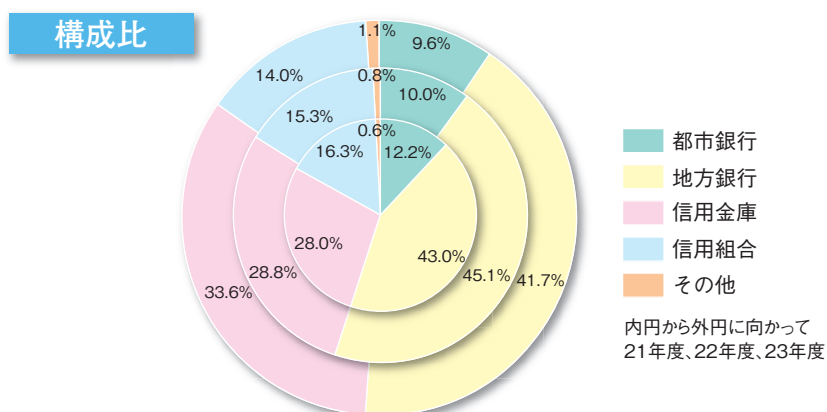
保 証 債 務 残 高		19年度	20年度	21年度	22年度	23年度
	件 数	26,034	23,815	22,906	23,126	23,845
	金 額	165,707	189,962	198,169	199,061	193,770
	前年度比	91.5%	114.6%	104.3%	100.5%	97.3%



金融機関群別保証承諾額

(単位:百万円)

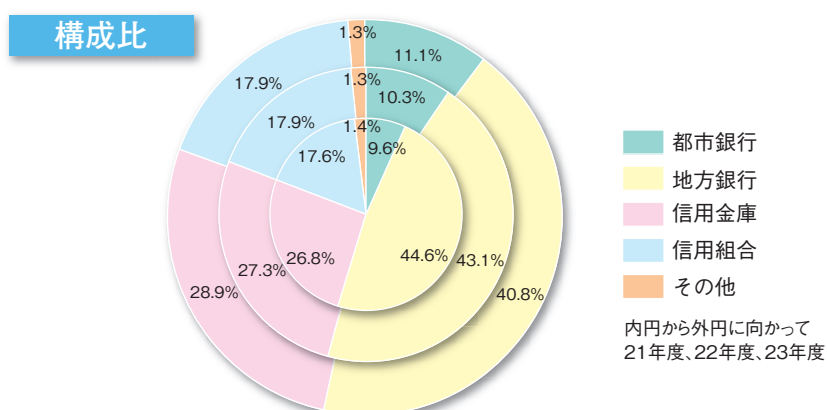
	21年度		22年度		23年度	
	金 額	前年度比	金 額	前年度比	金 額	前年度比
都 市 銀 行	11,002	113.5%	8,582	78.0%	6,115	71.3%
地 方 銀 行	38,801	85.7%	38,724	99.8%	26,465	68.3%
信 用 金 庫	25,240	79.3%	24,717	97.9%	21,288	86.1%
信 用 組 合	14,671	75.1%	13,143	89.6%	8,886	67.6%
そ の 他	531	26.3%	690	129.8%	673	97.5%
合 計	90,245	83.3%	85,854	95.1%	63,427	73.9%



金融機関群別保証債務残高

(単位:百万円)

	21年度		22年度		23年度	
	金 額	前年度比	金 額	前年度比	金 額	前年度比
都 市 銀 行	19,017	147.9%	20,594	108.3%	21,572	104.7%
地 方 銀 行	88,378	96.7%	85,877	97.2%	78,966	92.0%
信 用 金 庫	53,047	106.8%	54,388	102.5%	55,922	102.8%
信 用 組 合	34,944	106.4%	35,657	102.0%	34,757	97.5%
そ の 他	2,783	87.9%	2,545	91.4%	2,552	100.3%
合 計	198,169	104.3%	199,061	100.5%	193,770	97.3%

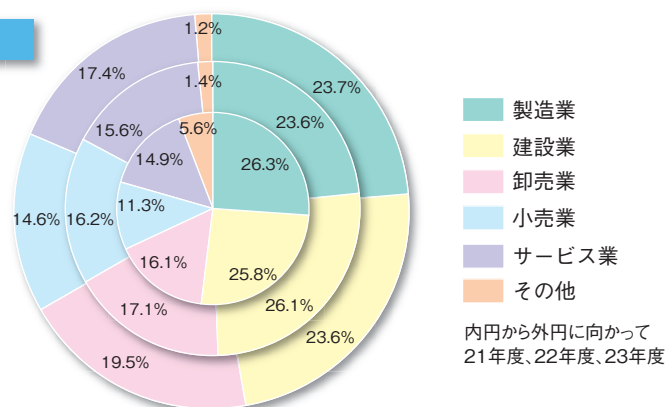


業種別保証承諾額

(単位:百万円)

	21年度		22年度		23年度	
	金 額	前年度比	金 額	前年度比	金 額	前年度比
製 造 業	23,761	76.1%	20,283	85.4%	15,030	74.1%
建 設 業	23,266	84.8%	22,410	96.3%	14,967	66.8%
卸 売 業	14,552	80.0%	14,678	100.9%	12,349	84.1%
小 売 業	10,210	93.2%	13,871	135.8%	9,280	66.9%
サ ー ビ ス 業	13,405	95.4%	13,412	100.0%	11,067	82.5%
そ の 他	5,050	77.7%	1,201	23.8%	733	61.1%
合 計	90,245	83.3%	85,854	95.1%	63,427	73.9%

構成比

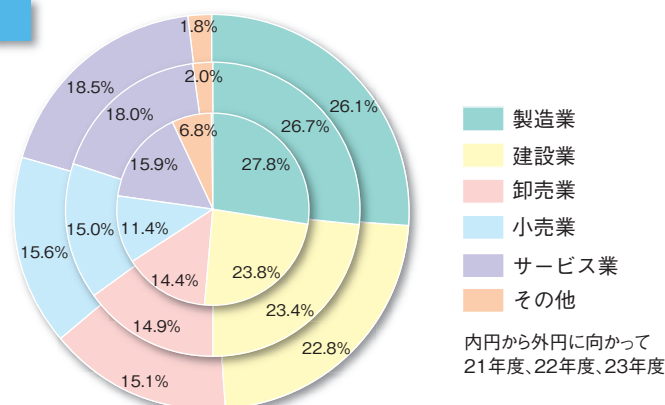


業種別保証債務残高

(単位:百万円)

	21年度		22年度		23年度	
	金 額	前年度比	金 額	前年度比	金 額	前年度比
製 造 業	55,124	106.5%	53,233	96.6%	50,605	95.1%
建 設 業	47,136	99.7%	46,633	98.9%	44,215	94.8%
卸 売 業	28,449	107.7%	29,636	104.2%	29,168	98.4%
小 売 業	22,502	101.2%	29,868	132.7%	30,303	101.5%
サ ー ビ ス 業	31,513	99.9%	35,803	113.6%	35,923	100.3%
そ の 他	13,445	125.2%	3,888	28.9%	3,556	91.5%
合 計	198,169	104.3%	199,061	100.5%	193,770	97.3%

構成比



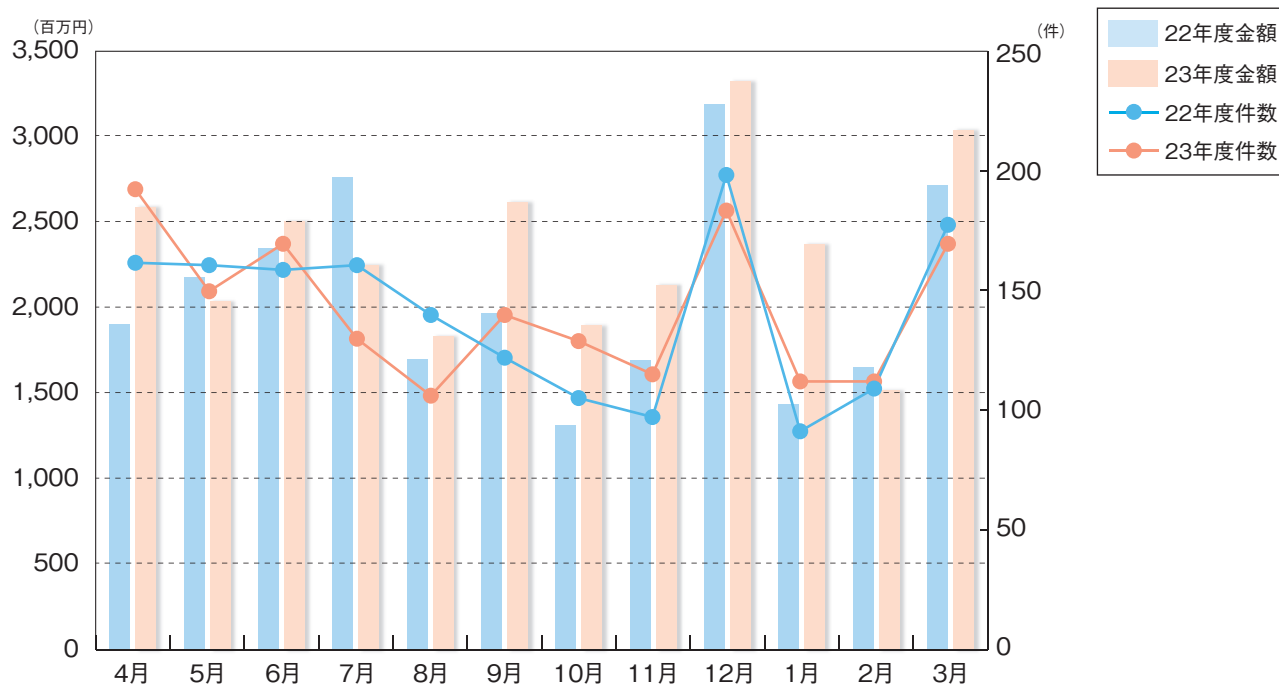
条件変更の状況

当協会では、平成21年12月に施行された中小企業金融円滑化法の趣旨を踏まえた上で、金融機関との連携を強化する中、中小企業者の経営状況に合わせた返済条件の変更等に柔軟に取組み、資金繰り円滑化に積極的に対応しています。

年度別条件変更実績（期間延長・返済方法の変更に係るもの）

（単位：件、百万円／％）

条 件 変 更		21年度	22年度		23年度	
		実 績	実 績	前年度比	実 績	前年度比
	件 数	1,849	1,684	91.1	1,711	101.6
	金 額	23,827	24,842	104.3	28,109	113.2

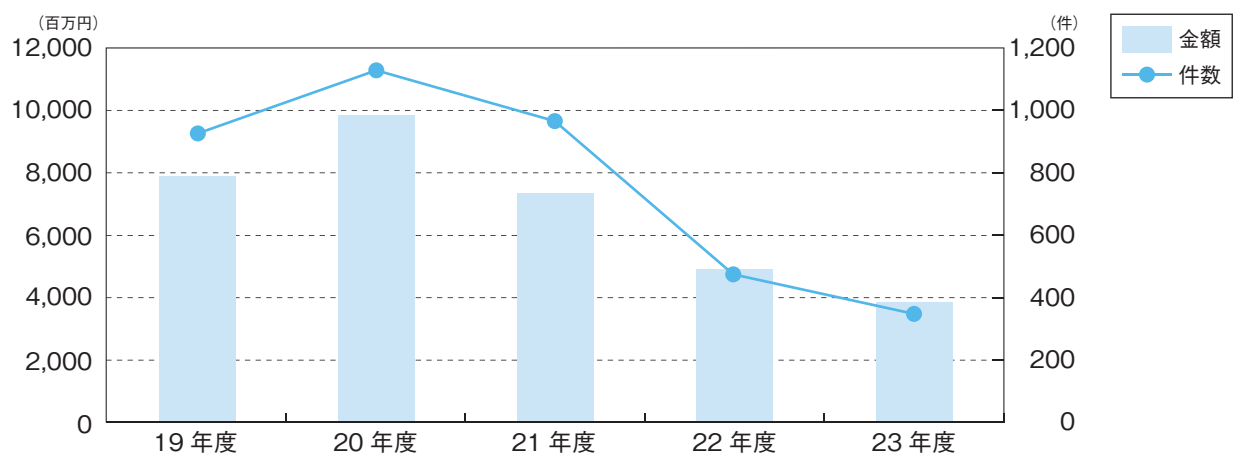


代位弁済の状況

年度別代位弁済

(単位:件、百万円)

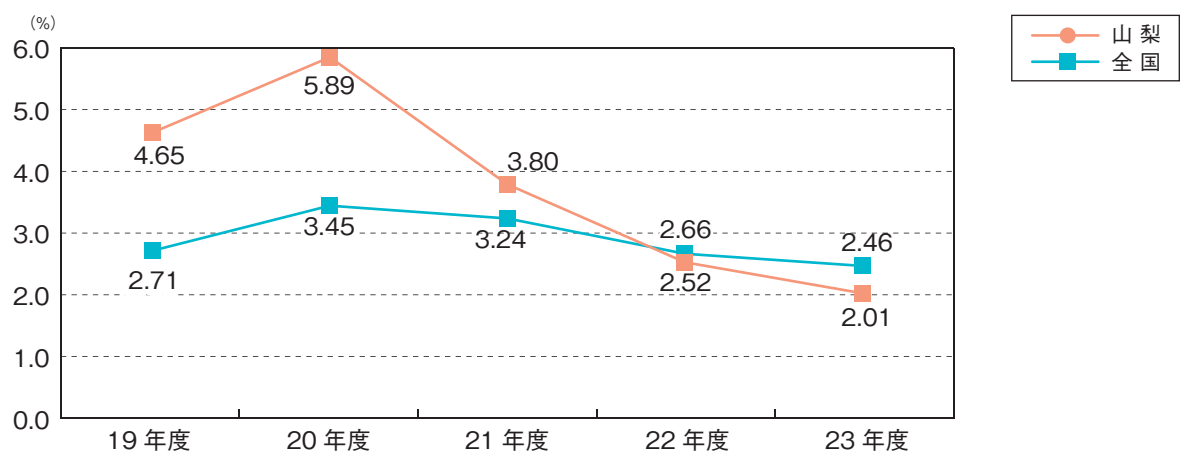
代 位 弁 済		19年度	20年度	21年度	22年度	23年度
	件 数	931	1,136	971	473	385
	金 額	7,933	9,905	7,394	4,924	3,974
	前年度比	121.3%	124.9%	74.7%	66.6%	80.7%



年度別代位弁済率

代 位 弁 済 率		19年度	20年度	21年度	22年度	23年度
	山 梨	4.65%	5.89%	3.80%	2.52%	2.01%
	全 国	2.71%	3.45%	3.24%	2.66%	2.46%

注) 代位弁済率=年度中代位弁済額/年度中保証債務平均残高

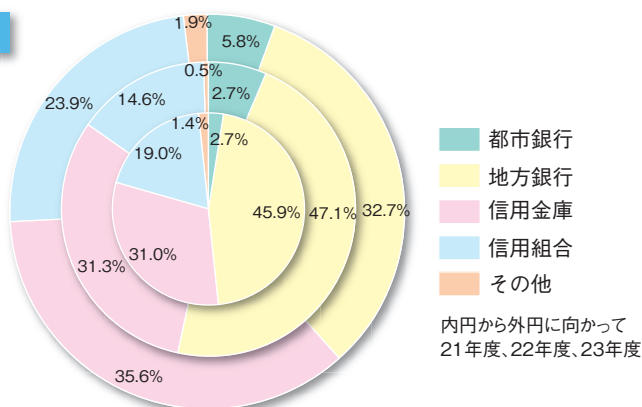


金融機関群別代位弁済額

(単位:百万円)

	21年度		22年度		23年度	
	金 額	前年度比	金 額	前年度比	金 額	前年度比
都 市 銀 行	200	56.9%	319	159.4%	231	72.3%
地 方 銀 行	3,394	59.3%	2,321	68.4%	1,300	56.0%
信 用 金 庫	2,291	79.5%	1,542	67.3%	1,416	91.9%
信 用 組 合	1,407	155.5%	717	50.9%	950	132.5%
そ の 他	102	226.7%	25	24.6%	77	306.8%
合 計	7,394	74.7%	4,924	66.6%	3,974	80.7%

構成比

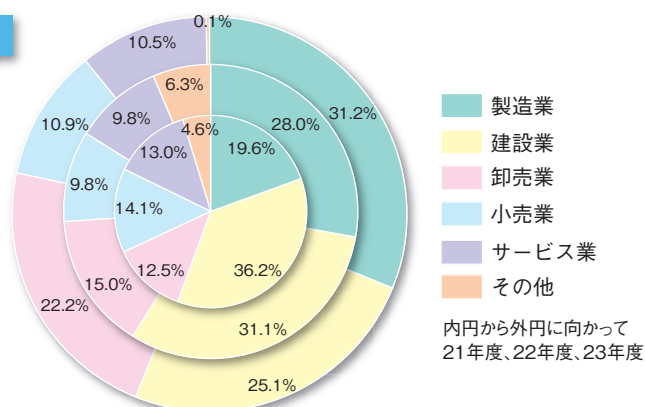


業種別代位弁済額

(単位:百万円)

	21年度		22年度		23年度	
	金 額	前年度比	金 額	前年度比	金 額	前年度比
製 造 業	1,449	63.2%	1,378	95.1%	1,239	90.0%
建 設 業	2,673	78.3%	1,531	57.3%	999	65.3%
卸 売 業	924	65.7%	740	80.0%	881	119.2%
小 売 業	1,046	95.1%	484	46.3%	432	89.3%
サ ー ビ ス 業	960	62.7%	481	50.1%	418	86.9%
そ の 他	342	213.8%	311	90.8%	4	1.3%
合 計	7,394	74.7%	4,924	66.6%	3,974	80.7%

構成比

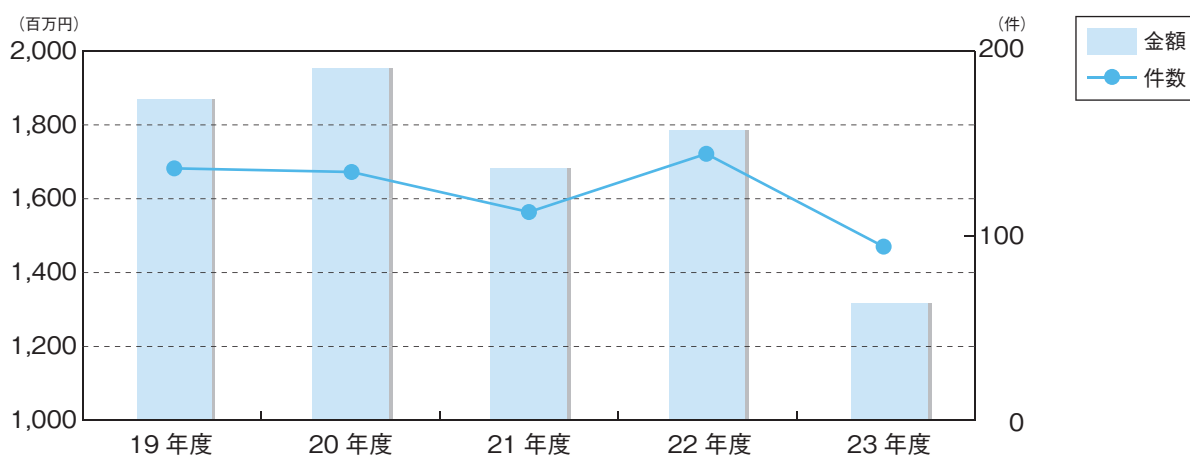


求償権回収の状況

年度別求償権回収

(単位:件、百万円)

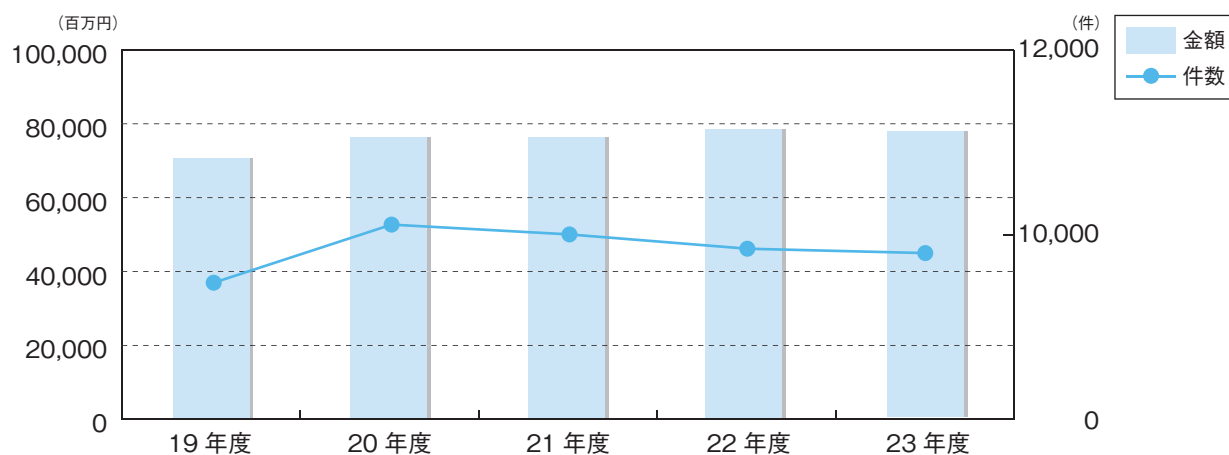
求 償 権 回 収		19年度	20年度	21年度	22年度	23年度
	件 数	137	135	113	145	94
	金 額	1,883	1,968	1,693	1,796	1,327
	前年度比	102.0%	104.5%	86.0%	106.1%	73.9%



年度別求償権残高

(単位:件、百万円)

求 償 権 残 高		19年度	20年度	21年度	22年度	23年度
	件 数	9,475	10,109	10,002	9,846	9,591
	金 額	71,065	76,917	76,901	78,945	78,513
	前年度比	109.1%	108.2%	100.0%	102.7%	99.5%



平成23年度決算報告

基本財産について

基本財産とは

基本財産は、一般企業の資本金に相当するもので、信用保証協会が引き受けた保証債務の最終担保的な性格があります。

山梨県信用保証協会が引き受ける保証債務の限度額は、定款により基本財産の50倍となっています。このため、中小企業の保証需要に安定して応え、公共的使命を果たしていくためには、基本財産の充実が不可欠となっています。

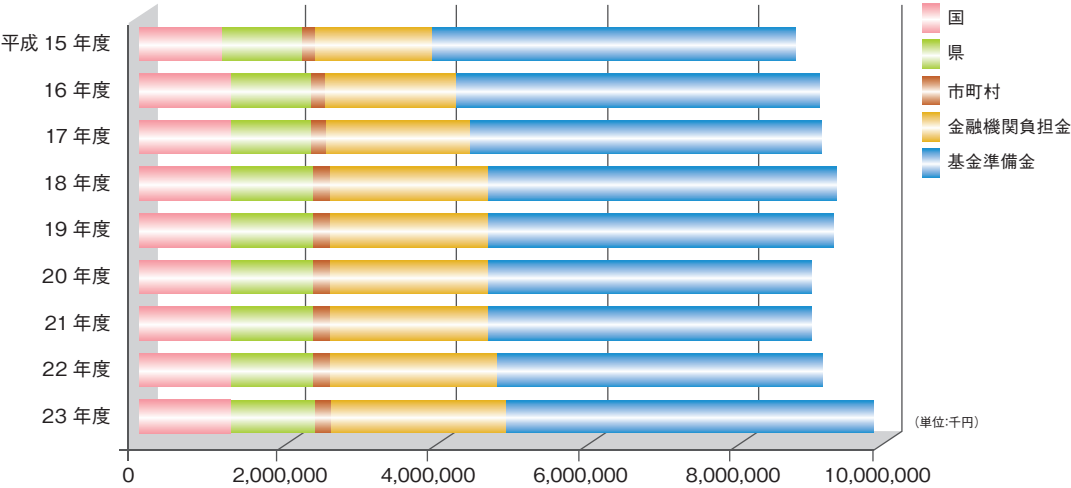
基本財産の構成

- 基本財産は①基金②基金準備金③金融安定化特別基金で構成されています。
- ①基金は、国・県・市町村からの拠出である出捐金と金融機関等負担金で構成されています。
 - ②基金準備金は、毎事業年度決算における収支差額のうち、基金準備金として繰り入れた累計で、信用保証協会の自己造成資金です。
 - ③金融安定化特別基金は、中小企業金融安定化特別保証を実施するため、県を通じ国より拠出された特別な基金です。平成10年に1,564百万円、平成11年に847百万円拠出されましたが(合計2,411百万円)、その後、特別会計による取崩しにより、平成19年度で基金は無くなりました。

基本財産の推移

(単位:千円)

年 度	基本財産	基 金				基金準備金
		国	県	市町村	金融機関負担金	
平成15年度	8,884,574	1,102,275	1,084,182	169,340	1,579,750	4,908,440
16年度	9,203,830	1,220,967	1,084,182	188,340	1,761,314	4,908,440
17年度	9,235,828	1,220,967	1,084,182	207,340	1,942,878	4,739,874
18年度	9,433,687	1,220,967	1,114,182	226,340	2,124,442	4,707,169
19年度	9,400,321	1,220,967	1,114,182	226,340	2,126,442	4,671,803
20年度	9,103,299	1,220,967	1,114,182	226,340	2,128,442	4,372,781
21年度	9,103,299	1,220,967	1,114,182	226,340	2,128,442	4,372,781
22年度	9,248,838	1,220,967	1,114,182	226,340	2,258,924	4,387,838
23年度	9,874,773	1,220,967	1,114,182	226,340	2,319,744	4,952,953



貸借対照表

平成24年3月31日現在

(単位:千円)

借 方		貸 方	
科 目	金 額	科 目	金 額
現 金	40	基 本 財 産	9,874,773
現 金	40	基 金	4,921,820
小 切 手	0	基 金 準 備 金	4,952,953
預 け 金	13,237,966	制 度 改 革 促 進 基 金	331,811
当 座 預 金	0	収 支 差 額 変 動 準 備 金	418,125
普 通 預 金	5,175,558	責 任 準 備 金	1,200,270
通 知 預 金	0	求 償 権 償 却 準 備 金	197,482
定 期 預 金	8,059,423	退 職 給 与 引 当 金	423,342
郵 便 貯 金	2,985	損 失 補 償 金	0
金 銭 信 託	0	保 証 債 務	193,770,087
有 価 証 券	12,087,910	求 償 権 補 て ん 金	0
国 債	0	保 險 金	0
地 方 債	8,489,020	損 失 補 償 補 て ん 金	0
社 債	3,596,890	借 入 金	9,420,006
株 式	2,000	長 期 借 入 金	7,521,006
受 益 証 券	0	(うち日本政策金融公庫分)	0
そ の 他 有 価 証 券	0	短 期 借 入 金	0
新 株 予 約 権	0	(うち日本政策金融公庫分)	0
再 生 フ ァ ン ド 出 資	0	収 支 差 額 変 動 準 備 金 造 成 資 金	1,899,000
動 産 ・ 不 動 産	135,440	雑 勘 定	5,098,770
事 業 用 不 動 産	110,887	仮 受 金	14,477
事 業 用 動 産	24,552	保 險 納 付 金	69,288
所 有 動 産 ・ 不 動 産	0	損 失 補 償 納 付 金	5,266
損 失 補 償 金 見 返	0	未 経 過 保 証 料	5,006,195
保 証 債 務 見 返	193,770,087	未 払 保 險 料	1,060
求 償 権	942,960	未 払 費 用	2,485
譲 受 債 権	0		
雑 勘 定	560,263		
仮 払 金	3,961		
保 証 金	0		
厚 生 基 金	100,043		
連 合 会 出 資 金	11,270		
連 合 会 勘 定	0		
未 収 利 息	52,096		
未 経 過 保 險 料	392,894		
制度改革促進基金造成資金	0		
合 計	220,734,666	合 計	220,734,666

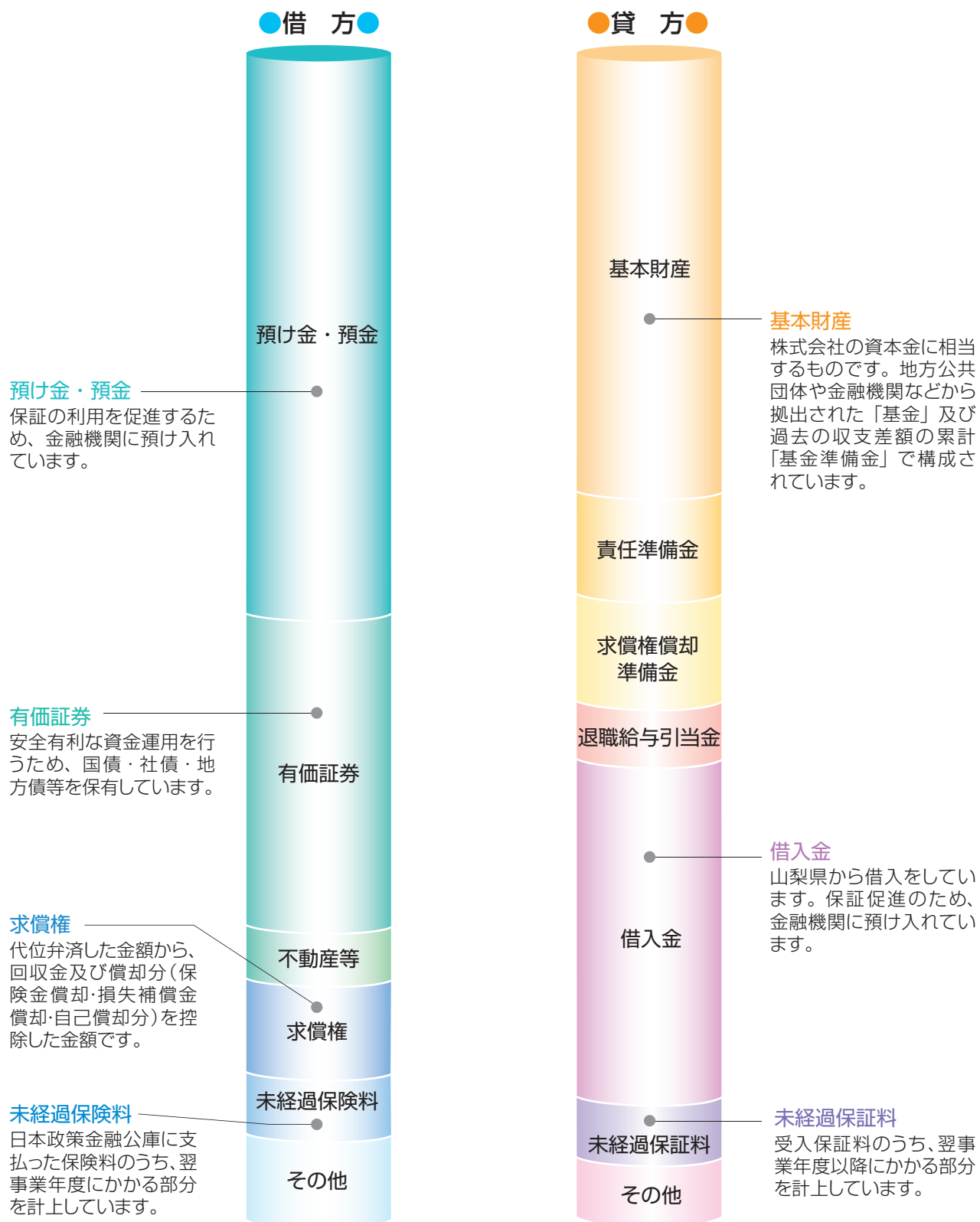
財産目録

平成24年3月31日現在

(単位:千円)

資 産		負 債	
科 目	金 額	科 目	金 額
現 金	40	責 任 準 備 金	1,200,270
預 け 金	13,237,966	求 償 権 償 却 準 備 金	197,482
金 銭 信 託	0	退 職 給 与 引 当 金	423,342
有 価 証 券	12,087,910	損 失 補 償 金	0
そ の 他 有 価 証 券	0	保 証 債 務	193,770,087
動 産 ・ 不 動 産	135,440	求 償 権 補 て ん 金	0
損 失 補 償 金 見 返	0	借 入 金	9,420,006
保 証 債 務 見 返	193,770,087	雑 勘 定	5,098,770
求 償 権	942,960		
譲 受 債 権	0		
雑 勘 定	560,263		
合 計	220,734,666	合 計	210,109,957
		正 味 財 産	10,624,709

貸借対照表の用語説明



※保証債務見返（借方）と保証債務（貸方）は同額のため、この図からは除いてあります。

収支計算書

(単位:千円)

科 目	平成 22 年 4 月 1 日から 平成 23 年 3 月 31 日まで	平成 23 年 4 月 1 日から 平成 24 年 3 月 31 日まで
経 常 収 入	2,570,177	2,598,500
保 証 証 金 利 息	2,067,683	2,068,669
預 け 金 利 息	10,327	13,830
有 価 証 券 利 息 配 当 金	166,004	199,163
調 査 料	0	0
延 滞 保 証 料	15,557	8,362
損 害 金	21,677	16,461
事 務 補 助 金	5,719	5,730
責 任 共 有 負 担 金	262,144	251,518
雑 収 入	21,065	34,766
経 常 支 出	1,418,448	1,383,917
業 務 費	600,790	576,020
役 職 員 給 与	297,152	296,269
退 職 給 与 引 当 金 繰 入	33,009	25,802
そ の 他 人 件 費	61,004	57,177
旅 費	1,358	769
事 務 費	92,879	86,283
賃 借 料	15,825	16,090
動 産・不 動 産 償 却	21,155	18,367
信 用 調 査 費	3,893	3,658
債 権 管 理 費	61,439	58,329
指 導 普 及 費	3,116	3,446
負 担 金	9,961	9,830
借 入 金 利 息	0	0
信 用 保 険 料	810,837	807,246
雑 支 出	6,821	651
経 常 収 支 差 額	1,151,729	1,214,584
経 常 外 収 入	7,080,114	5,307,347
償 却 求 償 権 回 収 金	183,740	222,047
責 任 準 備 金 戻 入	1,277,533	1,212,342
求 償 権 償 却 準 備 金 戻 入	1,641,658	342,692
求 償 権 補 て ん 金 戻 入	3,964,731	3,502,848
保 険 金	3,574,502	3,150,725
損 失 補 償 補 て ん 金	390,228	352,123
補 助 金	0	0
そ の 他 収 入	12,452	27,418
経 常 外 支 出	8,214,550	5,493,705
求 償 権 償 却	6,609,389	4,046,044
譲 受 債 権 償 却	0	0
有 価 証 券 償 却	0	0
雑 勘 定 償 却	49,888	32,348
退 職 金	235	17,205
責 任 準 備 金 繰 入	1,212,342	1,200,270
求 償 権 償 却 準 備 金 繰 入	342,692	197,482
そ の 他 支 出	3	357
経 常 外 収 支 差 額	△ 1,134,436	△ 186,358
制 度 改 革 促 進 基 金 取 崩 額	12,821	102,004
収 支 差 額 変 動 準 備 金 取 崩 額	0	0
当 期 収 支 差 額	30,113	1,130,230
収 支 差 額 変 動 準 備 金 繰 入 額	15,057	565,115
基本財産繰入額又は基本財産取崩額	15,057	565,115

収支計算書の用語説明

● 支 出 ●

経常支出

業務費

借入金利息

信用保険料

信用保険料

日本政策金融公庫へ支払う保険料です。

経常外支出

求償権償却

年度末求償権のうち回収不能となって償却した求償権や当年度受領した保険金相当額等を計上しています。

求償権償却

責任準備金繰入

将来の不測の事態に備えて積み立てる準備金で、一般企業の「貸し倒れ引当金」に相当するものです。年度末の保証債務残高に対して一定の割合を積み立てます。

責任準備金繰入

求償権償却準備金繰入

協会資産の健全性を保つために、年度末求償権のうち回収困難な額を見積もって一定の割合を積み立てます。

求償権償却準備金繰入

その他

当期収支差額

基本財産及び収支差額変動準備金に繰り入れ（マイナスの場合は取り崩し）ます。

当期収支差額

● 収 入 ●

経常収入

保証料

保証料

保証をご利用の際に中小企業の皆さまにご負担頂く保証料で、当該決算に該当する額を計上しています。

預け金利息等

主に金融機関に預けた預託金の受取利息と、有価証券等の配当金です。

その他

経常外収入

責任準備金戻入

求償権償却準備金戻入

求償権補てん金戻入

代位弁済により、日本政策金融公庫から受領した保険金と、地方公共団体と保証協会連合会から受領した損失補償金からなっています。

求償権補てん金戻入

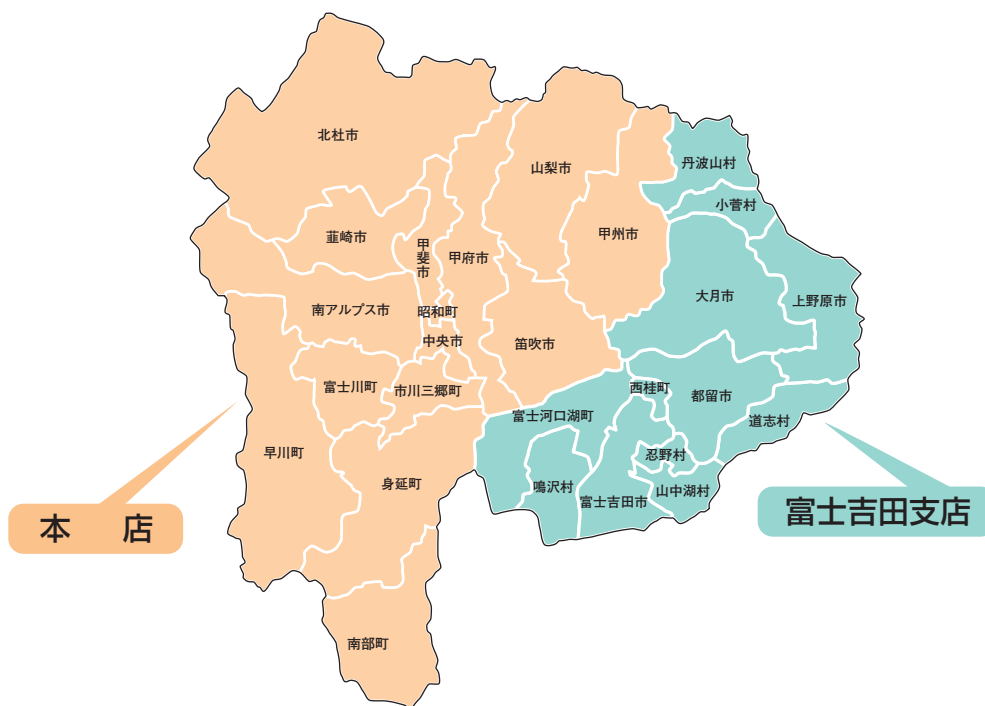
制度改革促進基金取崩額

部分保証にかかる代位弁済による損失等は、それを補うために別途国から受領した制度改革促進基金を取り崩すことになっています。

その他

制度改革促進基金取崩額

本・支店の保証担当区域と事務所位置略図



ホームページのご案内

より多くの方に「信用保証」について理解を深めていただくため、ホームページを開設しています。

信用保証制度、事業計画、マンスリーデータなどを掲載していますので、ぜひご覧ください。



ホームページアドレス <http://www.cgc-yamanashi.or.jp/>

本 店

〒400-0035 甲府市飯田二丁目2番1号
山梨県中小企業会館内



総務部	総務課	TEL 055-235-9708	FAX 055-232-0160
	企画情報課	TEL 055-235-9707	FAX 055-232-0160

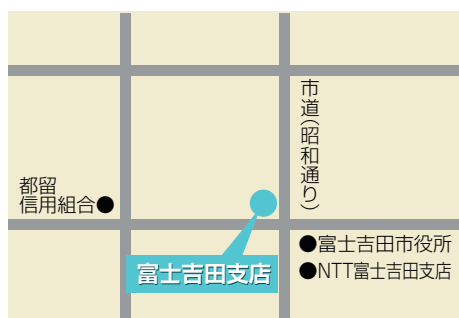
保証部	保証事務課	TEL 055-235-9701	FAX 055-232-0166
	審査課	TEL 055-235-9703	FAX 055-232-0166
	企業支援課	TEL 055-235-9702	FAX 055-232-0166

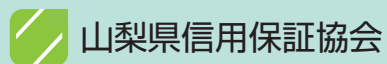
管理部	管理事務課	TEL 055-235-9705	FAX 055-232-0166
	管理課	TEL 055-235-9704	FAX 055-232-0163

富士吉田支店

〒403-0004 富士吉田市下吉田二丁目
31番14号

TEL 0555-22-0992
FAX 0555-22-0921





表紙写真撮影：小林満男氏（笛吹市）



この印刷物は、FSC® 森林管理協議会で認証された森林および管理された森林より採取した木材で製造した用紙を使用し、環境にやさしい VOC(揮発性有機化合物)成分フリーの米ぬか油を主体とした植物油型インキを使用して印刷しました。